は、「第五十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

第百五十条第二号中「第五十六条第二項」を「第五十五条の二第二項又は第五十六条」に改める。

（空港整備法の一部改正）

第十一条　空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「国際航空路線」を「新東京国際空港及び国際航空路線」に、「政令」を「政令」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、新東京国際空港は、新東京国際空港公団が設置し、及び管理する。

第十二条中「運輸大臣」の下に「、新東京国際空港公団」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第十二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「日本鉄道建設公団」の下に「、新東京国際空港公団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十三条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本鉄道建設公団」の下に「、新東京国際空港公団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十四条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ十の次に次の一号を加える。

一ノ十一　新東京国際空港公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の一部改正）

第十五条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ八　新東京国際空港公団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十六条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中新技術開発事業団の項の次に次のように加える。

新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）

（法人税法の一部改正）

第十七条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中新技術開発事業団の項の次に次のように加える。

新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）

（地方税法の一部改正）

第十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本鉄道建設公団」の下に「、新東京国際空港公団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「日本鉄道建設公団」の下に「、新東京国際空港公団」を加える。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

19　新東京国際空港公団が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十九条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本鉄道建設公団」の下に「、新東京国際空港公団」を加える。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十条　運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の七の二の次に次の一号を加える。

四十四の七の三　新東京国際空港公団を監督すること。

第二十八条の二第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三　新東京国際空港公団に関すること。

第八十三条の表中「一五、〇八五人」を「一五、〇六一人」に、「三三、七三四人」を「三三、七一〇人」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸・自治大臣署名）

法律第百十六号（昭四〇・六・三）

◎憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律

（憲法調査会法の廃止）

第一条　憲法調査会法（昭和三十一年法律第百四十号）は、廃止する。

（総理府設置法の一部改正）

第二条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中臨時行政調査会の項を削る。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とする。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第三条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

（法務省設置法の一部改正）

第四条　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

（国家公務員法の一部改正）

第五条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二及び第十一号の三を削り、第十一号の四を第十一号の二とする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第六条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条（見出しを含む。）中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第十四条第一項第二号中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

（恩給法の一部改正）

第七条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部

を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「、憲法調査会事務局長」を削り、同項第三号中「、憲法調査会事務局事務官」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　従前の規定による憲法調査会事務局長及び憲法調査会事務局事務官については、第七条の規定による改正後の恩給法第二十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第百十七号（昭四〇・六・三）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中住民台帳制度合理化調査会の項の次に次のように加える。

家庭生活問題審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて家庭生活問題に関する重要事項を調査審議すること。
港湾調整審議会	港湾に関する各行政機関の施策のうち総合調整を要するものに関し、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議し、及び内閣総理大臣に意見を述べること。

附則第四項中「昭和四十一年三月三十一日まで」の下に「、家庭生活問題審議会は、昭和四十二年三月三十一日まで」を加える。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5　当分の間、第二十三条に規定する定員は、同条の規定による定数に五人を加えたものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭四〇・六・三）

◎地方公共団体の議会の解散に関する特例法（衆法）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、地方公共団体の議会の解散の請求に関する世論の動向にかんがみ、当該議会が自らすすんでその解散による選挙によつてあらたに当該地方公共団体の住民の意思をきく方途を講ずるため、地方公共団体の議会の解散について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の特例を定めるものとする。

（議会の解散）

第二条　地方公共団体の議会は、当該議会の解散の議決をすることができる。

2　前項の規定による解散の議決については、議員数の四分の三以上の者が出席し、その五分の四以上の者の同意がなければならない。

3　第一項の議決があつたときは、当該地方公共団体の議会は、その時において解散するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　地方公共団体の議会の議決による解散に関する制度については、この法律の施行の日から起算して一年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十九号（昭四〇・六・三）

◎清掃法の一部を改正する法律

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の三項を加える。

2　何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3　前項に規定する場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つようにつとめなければならない。

4　特別清掃地域内において便所が設けられている車両を運行する者は、当該便所に係る屎尿を環境衛生上の支障が生じないように処理することにつとめなければならない。

第六条第一項後段を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の収集及び処分の方法に関する基準並びに市町村が同項の収集及び処分を市町村以外の者に委託

する場合の基準は、政令で定める。

第八条の次に次の一条を加える。

（水洗便所）

第八条の二　特別清掃地域のうち下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第七号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）内においてくみ取便所を設けている者は、その便所を水洗便所（汚水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で同条第五号に規定する終末処理場を有するものに連結されたものに限る。以下同じ。）に改造するようにつとめなければならない。

2　市町村長は、特別清掃地域のうち処理区域内に設けられているくみ取便所であつて、当該便所に係る屎尿のくみ取作業を著しく困難にし、又はくみ取作業により環境衛生上著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものの設置者に対し、当該便所を水洗便所に改造すべきことを勧告し、及びその者が正当の理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、相当の期間を定めて、当該便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。

3　市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者の間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助につとめなければならない。

4　国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんにつとめなければならない。

第十条第二項中「第五条」を「第五条第一項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十三条の見出しを「（屎尿処理施設又はごみ処理施設）」に改め、同条第一項中「し尿浄化そうを設けようとする者」を「屎尿処理施設又はごみ処理施設（政令で定めるごみ処理施設を除く。第十九条を除き、以下同じ。）を設けようとする者」に、「但し、当該し尿浄化そうに関し」を「ただし、当該施設が屎尿浄化槽に関し」に、「申請すべき場合」を「通知すべき場合」を「申請すべきとき」に改め、同条第二項中「し尿浄化そう及びし尿消化そう」を「屎尿処理施設及びごみ処理施設」に改め、同条第三項中「し尿の処理」を「屎尿又はごみの処理」に、「し尿の処理方法」を「屎尿若しくはごみの処理方法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（技術管理者）

第十三条の二　屎尿処理施設（政令で定めるものを除く。）又はごみ処理施設の管理者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者一人を置かなければならない。ただし、みずから技術管理者として管理する屎尿処理施設又はごみ処理施設については、この限りでない。

2　技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第十四条第一項中「し尿浄化そう又はし尿消化そう」を「屎尿処理施設又はごみ処理施設」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（許可の基準）

第十五条の二　市町村長は、当該市町村による汚物の収集及び処分が困難であり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、汚物の収集又は処分の業についての前条の許可をしてはならない。

第十九条中「し尿消化そう、ごみ焼却場」を「屎尿処理施設、ごみ処理施設」に改める。

第二十二条中「第十三条第三項の規定による処分に違反した者」を「第八条の二第二項の規定による命令に違反し、又は第十三条第三項の規定による処分に違反した者」に改める。

第二十五条中「又は」を「若しくは」に改め、「忌避した者」の下に「又は第十三条の二第一項の規定に違反した者」を加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二　第十三条第一項の規定による届出を怠つた者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に存するごみ処理施設又はこの法律の施行の際現に存する屎尿処理施設若しくはごみ処理施設（設置の工事中のものを含む。）については、この法律の施行後二年間は、この法律による改正後の清掃法第十三条第三項又は第十三条の二の規定は、適用しない。

（建築基準法の一部改正）

3　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「くみ取便所」を「水洗便所（汚水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で同条第五号に規定する終末処理場を有するものに連結されたものに限る。）以外の便所」に改める。

（大蔵・厚生・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭四〇・六・三）

◎港湾労働法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　港湾雇用調整計画（第三条―第五条）
第三章　港湾労働者の登録等
第一節　日雇港湾労働者の登録（第六条―第十二条）
第二節　常用港湾労働者証の交付（第十三条―第十五条）
第四章　港湾労働者の雇用（第十六条―第二十五条）
第五章　港湾労働者の福祉等（第二十六条―第二十八条）
第六章　雇用促進事業団の業務（第二十九条―第五十五条）
第七章　港湾労働者の退職金共済制度（第五十六条―第五十八条）
第八章　雑則（第五十九条―第七十一条）
第九章　罰則（第七十二条―第七十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、港湾運送に必要な労働力を確保することとともに、港湾労働者の雇用の安定その他港湾労働者の福祉を増進させるため、港湾労働者の雇用の調整を行ない、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　港湾　政令で指定する港湾（その水域は、政令で定める区域とする。）をいう。

二　港湾運送　港湾において行なう行為であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為

ロ　イに規定する行為に準ずる行為であつて政令で定めるもの

三　事業主　次のいずれかに該当する者をいう。

イ　港湾運送事業法第三条第一号から第五号までに規定する事業の事業主

ロ　前号ロに規定する行為を行なう事業の事業主

四　港湾労働者　港湾運送の業務に従事する労働者をいう。ただし、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員を除く。

五　日雇港湾労働者　日日又は二月以内の期間を定めて雇用される港湾労働者をいう。ただし、同一の事業主に二月をこえて引き続き雇用されるに至つた者を除く。

六　常用港湾労働者　日雇港湾労働者以外の港湾労働者をいう。

第二章　港湾雇用調整計画

（計画の策定）

第三条　労働大臣は、毎年、港湾ごとに、港湾雇用調整計画を定めなければならない。

2　港湾雇用調整計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　当該港湾において必要な港湾労働者の数

二　前号の港湾労働者の数のうち日雇港湾労働者をもつて充足すべき数

三　職業紹介、職業訓練その他当該港湾における港湾運送に必要な労働力の需要供給の調整に関する措置に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、当該港湾における港湾労働者の雇用の調整に関する重要事項

3　労働大臣は、港湾雇用調整計画を定めようとするときは、あらかじめ、港湾調整審議会の意見をきくほか、必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他関係行政機関の意見をきくものとする。

4　労働大臣は、第一項の規定により港湾雇用調整計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（港湾労働者及び日雇港湾労働者の数）

第四条　前条第二項第一号の港湾労働者の数及び同項第二号の日雇港湾労働者の数は、当該港湾における港湾運送に必要な労働力の需要の合理的な予測に基づいて、労働者令で定める業務の種類ごとに、港湾労働者に係る適正な労働時間、就労日数等の諸条件を考慮して定めるものとする。この場合において、日雇港湾労働者の数を定めるに当たつては、常用港湾労働者の雇用の促進が妨げられることとならないようにするための配慮を加えるものとする。

（計画の変更）

第五条　労働大臣は、港湾運送に必要な労働力の需要供給の状況等の著しい変動のために特に必要があるときは、港湾雇用調整計画を変更しなければならない。

2　第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第三章　港湾労働者の登録等

第一節　日雇港湾労働者の登録

（登録）

第六条　公共職業安定所長は、港湾ごとに、当該港湾において常時港湾運送の業務に従事する日雇港湾労働者について、その氏名、その者が主として従事することを希望する業務その他労働省令で定める事項を、日雇港湾労働者登録簿に登録する。

2　前項の規定による登録（以下「日雇港湾労働者の登録」という。）を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

3　日雇港湾労働者の登録は、その申請をした者（以下「申請者」という。）が主として従事することを希望する業務の種類に係る第三条第二項第二号の日雇港湾労働者の数（以下第十一条において「日雇港湾労働者の定数」という。）を限度として行なう。

第七条　日雇港湾労働者の登録は、毎年三月三十一日（登録の日が四月一日以降の日であるときは、翌年の三月三十一日）までにその更新を受けなければ、その効力を失う。

（登録の拒否）

第八条　公共職業安定所長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、日雇港湾労働者の登録をしないことができる。

一　その者が主として従事することを希望する業務に常時従事するために必要な能力を有しない者

二　第十条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当した者であつて、その該当した日から起算して一年を経過していないもの

三　港湾運送の業務の正常な遂行をみだりに妨げるおそれのある者その他港湾運送の業務に使用されるのに必要な適格性を欠く者

2　公共職業安定所長は、申請者に対して、健康診断又は体力若しくは技能に関する検査を受けること、その他申請者の能力を判定するために必要な事項を命ずることができる。この場合において、申請者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、公共職業安定所長は、日雇港湾労働者の登録をしないことができる。

3　公共職業安定所長は、前二項の規定による登録の拒否をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によらなければならない。

4　公共職業安定所長は、第一項又は第二項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

（日雇港湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳）

第九条　公共職業安定所長は、日雇港湾労働者の登録をしたときは、登録した日雇港湾労働者（以下「登録日雇港湾労働者」という。）に日雇港湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳を交付する。

2　登録日雇港湾労働者は、港湾運送の業務に従事するときは、日雇港湾労働者登録票を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3　登録日雇港湾労働者は、日雇港湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（登録の取消し）

第十条　公共職業安定所長は、登録日雇港湾労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登

録を取り消すことができる。

一　第八条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたと認められるとき。

二　正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する港湾運送の業務につくことを しばしば拒んだとき。

三　前条第二項の規定に違反して、日雇港湾労働者登録票の携帯をしばしば怠つたとき。

四　前条第三項の規定に違反したとき。

五　第二十条第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠つたとき。

六　偽りその他不正の行為により日雇港湾労働者の登録を受けたとき。

七　偽りその他不正の行為により雇用調整手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による登録の取消しをしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によらなければならない。

3　第八条第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

第十一条　公共職業安定所長は、港湾雇用調整計画が策定され、又は変更されたことにより当該港湾雇用調整計画に係る日雇港湾労働者の定数が減少し、当該日雇港湾労働者の 定数に係る 種類の 業務につい 登録を受けている登録日雇港湾労働者の数が当該日雇港湾労働者の 定数を上廻るに至つた場合におい て、労働大臣が指示したときは、その上廻る数を限度として、登録日雇港湾労働者の登録を取り消すことができる。

2　前項の規定による指示は、当該港湾における日雇港湾労働者の定数に係る種類の業務について登録を受けている登録日雇港湾労働者の数が当該日雇港湾労働者の定数を多数上廻つており、その自然の減少のみによつては相当の期間を経過しても登録日雇港湾労働者の数が当該日雇港湾労働者の定数以下となる見通しがないため、当該港湾における登録日雇港湾労働者の適正な就労日数その他通常の労働条件の維持が困難であり、かつ、その状態が短期間に改善されることが困難であると認められる場合に行なうものとする。この場合において、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

3　第一項の規定による登録の取消しは、港湾運送の業務に従事した期間、生活の状況、港湾運送の業務に従事する能力及び適格性等の事情を考慮して労働省令で定める順位によつてするものとする。

4　公共職業安定所長は、第一項の規定による登録の取消しをしようとするときは、あらかじめ、地区職業安定審議会の意見をきかなければならない。

5　第八条第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

（省令への委任）

第十二条　この節に定めるもののほか、登録事項の変更、登録の更新、登録の取消しその他日雇港湾労働者の登録に関して必要な事項は、労働省令で定める。

第二節　常用港湾労働者証の交付

（常用港湾労働者証の交付）

第十三条　事業主は、その雇用する労働者を常時港湾運送の業務に従事する常用港湾労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2　公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした事業主に対し、その届出に係る常用港湾労働者の

常用港湾労働者証を交付する。

第十四条　事業主は、前条第二項の規定により常用港湾労働者証の交付を受けたときは、当該常用港湾労働者証に係る常用港湾労働者に当該常用港湾労働者証を交付しなければならない。

2　第九条第二項及び第三項の規定は、常用港湾労働者証について準用する。

（労働省令への委任）

第十五条　この節に定めるもののほか、常用港湾労働者証の交付、再交付、返納その他常用港湾労働者証に関して必要な事項は、労働省令で定める。

第四章　港湾労働者の雇用

（日雇港湾労働者の雇用）

第十六条　事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて港湾運送の業務に使用するために雇い入れた者でなければ、日雇港湾労働者として港湾運送の業務に使用してはならない。ただし、公共職業安定所に日雇港湾労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては日雇港湾労働者を雇い入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2　事業主は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を日雇港湾労働者として港湾運送の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇港湾労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第十七条　事業主は、その雇用する日雇港湾労働者をその者に係る求人の内容とした雇用期間（これは前条第二項の規定による届け出た雇用期間又はこれらの雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間）をこえて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならない。当該承認に係る期間をこえてさらに引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

（雇用期間に関する指示）

第十八条　公共職業安定所長は、登録日雇港湾労働者の需要供給を調整するために必要があると認めるときは、事業主が雇い入れ、又は引き続き雇用しようとするとき日雇港湾労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

（日雇港湾労働者の紹介）

第十九条　公共職業安定所は、事業主の申し込んだ日雇港湾労働者に係る求人に対して求職者を紹介するときは、まず登録日雇港湾労働者を紹介するものとし、登録日雇港湾労働者以外の日雇港湾労働者は、登録日雇港湾労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

（登録日雇港湾労働者の出頭等）

第二十条　登録日雇港湾労働者は、公共職業安定所長の指示するところにより、港湾運送の業務に紹介を受けるために公共職業安定所に出頭しなければならない。ただし、疾病又は負傷、公共職業安定所の紹介による港湾運送の業務への就労その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2　公共職業安定所長は、前項の規定により公共職業安定所に出頭したにもかかわらず、事業主に雇用されるに至らなかつた登録日雇港湾労働者に対し、その者の知識、技能及び経験、日雇港湾労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるときは、第二十九条第二号の訓練を受けることを指示することができる。

第五章　港湾労働者の福祉等

（事業主の努力義務）

第二十六条　事業主及びその団体は、常用港湾労働者の雇用の促進、港湾労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他港湾労働者の雇用を安定させるために必要な措置を講ずることにより、港湾労働者の福祉の増進を図るように努めなければならない。

第二十七条　事業主は、その雇用する港湾労働者をはしけ内に居住させないように努めなければならない。

（国の援助等）

第二十八条　国及び地方公共団体は、事業主及びその団体並びに港湾労働者及び港湾労働者になろうとする者に対し、港湾労働者の雇用を安定させるための措置に関して必要な援助を行なうこと等により、港湾労働者の福祉の増進を図るように努めなければならない。

第六章　雇用促進事業団の業務

（業務の範囲）

第二十九条　雇用促進事業団（以下この章において「事業団」という。）は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　登録日雇港湾労働者に対して雇用調整手当を支給すること。

二　登録日雇港湾労働者に対して港湾運送の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得させるための訓練を行なうこと。

三　登録日雇港湾労働者のための福祉施設の設置及び運営その他登録日雇港湾労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行なうこと。

四　納付金の徴収を行なうこと。

五　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

（雇用調整手当の支給）

第三十条　事業団は、次の各号のいずれかに該当する登録日雇港湾労働者（第一号に該当する者については、その該当することについての公共職業安定所長の証明を受けた者に限る。）に対し、雇用調整手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

一　第二十条第一項の規定により公共職業安定所に出頭し、自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由がないのに、港湾運送の業務への紹介を受けることができず、又は紹介を受けたにもかかわらず事業主に雇用されなかつた者（港湾運送の業務以外の業務についた者を除く。）

二　前条第二号の訓練を受ける者

2　手当は、登録日雇港湾労働者が前項各号のいずれかに該当する日につき、その日分を支給する。

3　前項の規定により登録日雇港湾労働者が第一項各号のいずれかに該当する日の日分として支給する手当の額（以下この条において「手当の日額」という。）は、当該登録日雇港湾労働者が港湾運送の業務に従事するために雇用された日数及びその各日につき支払を受け、又は受けるべき賃金の日額を基礎として労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

4　労働大臣は、前項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合には、手当の日額が失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第五章の規定によつて支給される失業保険金の日額を下廻らないようにするとともに、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

第三十一条　前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、労働大臣が、天災その他労働省令で定める理由により、港湾運送の業務につくことができない

登録日雇港湾労働者が著しく多数発生した港湾について、事業団が行なう手当の支給に関する業務の正常な運営を確保するために特に必要があると認めて指定した場合における手当の支給は、次項から第四項までに規定するところによるものとする。

2　前項の規定による指定に係る港湾の登録日雇港湾労働者に係る手当は、前条第一項第一号に該当する登録日雇港湾労働者が、港湾運送の業務以外の業務についても求職の申込みをし、自己の都合若しくは自己の責めに帰すべき理由がないのに、港湾運送の業務以外の業務への紹介をも受けることができず、又は紹介を受けたにもかかわらず事業主及び事業主以外の者のいずれにも雇用されなかつた場合に限り、その者に対し、その紹介を受けることができなかつた日又は雇用されなかつた日につき支給するものとし、その日額は、労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

3　登録日雇港湾労働者は、前項の規定による手当の支給を受けるには、同項の規定に該当することについての公共職業安定所長の証明を受けなければならない。

4　第二項の規定による手当の支給は、労働大臣が第

3　公共職業安定所長は、登録日雇港湾労働者が第一項の規定により出頭したときは、日雇港湾労働者手帳の提出を求め、その者に対する港湾運送の業務への紹介及び前項の規定による指示に関する事項その他労働省令で定める事項を記載したうえ、その者に当該日雇港湾労働者手帳を返還するものとする。

（常用港湾労働者の使用の届出）

第三十一条　事業主は、その雇用する労働者を常時港湾運送の業務に従事する常用港湾労働者以外の常用港湾労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

（紹介停止）

第三十二条　公共職業安定所長は、日雇港湾労働者に係る求人の申込みをした事業主が、正当な理由がなく当該求人について公共職業安定所の紹介した登録日雇港湾労働者を雇い入れなかつたときは、七日以内の期間を定め、その期間、当該求人の申込みをした事業主に対し、日雇港湾労働者の紹介を行なわないことができる。

第三十三条　公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する事業主に雇用されなかつた者（港湾運送の業務以外の業務についた者を除く。）

一　事業主の雇用する港湾労働者の労働条件が法令に違反するとき。

二　事業主が偽りの求人条件により港湾労働者を雇用したとき。

（実施の基準）

第三十四条　第十七条の規定による承認、第十八条若しくは第二十条第一項の規定による指示、第十九条の規定による日雇港湾労働者の紹介又は第二十二条若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によつてしなければならない。

（省令への委任）

第三十五条　この章に定めるもののほか、第十七条の規定による承認、第十八条若しくは第二十条第一項の規定による指示又は第十九条の規定による日雇港湾労働者の紹介に関して必要な手続は、労働省令で定める。

一項の規定による指定の際に定める期間内の日についてのみ行なうものとする。

5　労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ中央職業安定審議会の意見をきいて定めた基準によつてしなければならない。

6　労働大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該港湾において公表しなければならない。

7　前条第四項の規定は、第二項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合に準用する。

（支給制限）

第三十二条　登録日雇港湾労働者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する港湾運送の業務につくこと、又は第二十九条第二号の訓練を受けることを拒んだときは、事業団は、その拒んだ日から起算して七日間は、手当を支給しないものとする。

2　登録日雇港湾労働者が、偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、事業団は、当該事実のあつた日から起算して四月以内の期間を定め、その期間、その者に対して手当を支給しないことができる。

第三十三条　偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた事業主の偽りの報告又は証明によるものであるときは、その事業主に支給を受けた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

2　第四十一条の規定は、前項の規定により返還すべきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準用する。

（訓練）

第三十四条　第二十九条第二号の訓練は、第二十条第二項の規定による公共職業安定所長の指示を受けた登録日雇港湾労働者に対して行なうものとする。

（納付金）

第三十五条　事業団は、第二十九条第一号の業務に要する費用にあてるため、同条第四号の納付金を徴収する。

2　前項の納付金は、事業主及び登録日雇港湾労働者が負担する。

3　事業主が負担すべき納付金の額は、各月につき、当該事業主が港湾運送の業務に使用するために雇用した日雇港湾労働者の労働省令で定める方法により算出した延数を、労働大臣が定める金額に乗じて得た額（当該事業主が、その月に、失業保険法の規定による日雇労働被保険者である日雇港湾労働者を港湾運送の業務に使用するために雇用して同法の規定による保険料を納付したときは、当該保険料のうち事業主が負担した額に相当する額を控除した額）とする。

4　登録日雇港湾労働者が負担すべき納付金の額は、その者が港湾運送の業務に従事するために雇用されて支払を受けた賃金の支払の基礎となつた日につき、賃金の日額に応じて労働大臣が定める額とする。

5　労働大臣は、前二項の金額を定めようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会及び港湾調整審議会の意見をきかなければならない。

6　労働大臣は、第三項又は第四項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（納付金の納付）

第三十六条　事業主は、その雇用した登録日雇港湾労働者の負担する納付金及び自己の負担する納付金を納付する義務を負う。

2　事業主は、その月に賃金を支払つた登録日雇港湾労働者の負担する納付金及び自己の負担するその月分の納付金を、翌月末日までに納付しなければならない。

（賃金からの納付金控除等）

第三十七条　事業主は、登録日雇港湾労働者に賃金を支払うつど、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、登録日雇港湾労働者にその旨を告げなければならない。

2　事業主は、港湾運送の業務に使用するために登録日雇港湾労働者を雇用したときは、日雇港湾労働者手帳の提出を求め、労働省令で定めるところにより、その者に支払う賃金に関する事項を記載したうえ、その者に当該日雇港湾労働者手帳を返還しなければならない。

（納付金の還付等）

第三十八条　事業団は、事業主が納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額をこえることを知つたときは、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を、その事業主に還付し、又はその納付金が納付された日の属する月の翌月から起算して六月をこえない期間内において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これを充当することができる。

（追徴金）

第三十九条　事業団は、事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

一　事業主が、偽りその他不正の行為により、その納付すべき納付金を納付せず、又はその納付すべき納付金の額に満たない額の納付金を納付したとき　その納付しなかつた額に百分の二十五を乗じて得た額

二　前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、事業主がその納付すべき納付金を納付せず、又はその日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき　その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

（繰上徴収）

第四十条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、事業団は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

一　国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

五　競売の開始があつたとき。

六　法人である事業主が解散したとき。

七　日雇港湾労働者が使用される事業所を廃止したとき。

（納付金等の督促及び滞納処分）

第四十一条　納付金その他この章の規定による徴収金を滞納する者があるときは、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により納付金を徴収するときは、この限りでない。

2　前項の規定によつて督促をするときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合（前条各号のいずれかに該当する納付義務者に対して督促状を発する場合を除く。）において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当したことにより

納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他この章の規定による徴収金を納付しないときは、市町村（特別区のある地においては特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

4　市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、その処分をすることができる。

（延滞金）

第四十二条　事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

（先取特権の順位）

第四十三条　納付金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（納付金事務組合）

第四十四条　事業主の団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ。）は、その構成員である事業主の委託を受けて、納付金その他この章の規定による徴収金の納付に関する事項（以下「納付金事務」という。）を処理することができる。

2　事業主の団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3　前項の認可を受けた事業主の団体（以下「納付金事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣及び事業団に届け出なければならない。

4　労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行なうべき納付金事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

5　労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

第四十五条　納付金事務組合が処理する納付金事務について、事業団が当該事業主に対してすべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。

第四十六条　第四十四条第一項の委託に基づき、事業主が納付金その他この章の規定による徴収金の納付のため、金銭を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、事業団に対してこれらの納付の責めに任ずるものとする。

2　第三十九条又は第四十二条の規定により、事業団が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度において、当該納付金事務組合は、事業団に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3　事業団は、前二項の規定により納付金事務組合が納付すべき納付金その他この章の規定による徴収金については、当該納付金事務組合に対する第四十一条第三項又は第四項の規定による処分によつてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

第四十七条　納付金事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する納付金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならない。

（時効）

第四十八条　手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び納付金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2　事業団が労働省令で定めるところによつてする納付金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第四十一条第一項の規定（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

（譲渡等の禁止）

第四十九条　手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第五十条　租税その他の公課は、手当を標準として課することができない。

（区分経理）

第五十一条　事業団は、第二十九条に規定する業務（以下「港湾労働者福祉業務」という。）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行なわれなければならない。

（国の補助）

第五十二条　国は、政令で定めるところにより、事業団に対し、第二十九条第一号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

（監督）

第五十三条　労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、事業団に対し、港湾労働者福祉業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（準用）

第五十四条　雇用促進事業団法第十九条の二の規定は第二十九条第四号の業務のうち納付金の出納に関する業務について、同法第二十条及び第二項に係る部分に限る。）の規定は港湾労働者福祉業務について準用する。

（雇用促進事業団法の特例等）

第五十五条　雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、港湾労働者福祉業務及び第五十一条の規定による特別の会計については、適用しない。

2　前条において準用する雇用促進事業団法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前条において準用する同法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、港湾労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第五十三条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第七章　港湾労働者の退職金共済制度

（登録日雇港湾労働者に関する退職金共済制度）

第五十六条　港湾ごとに事業主が組織する団体が、次の各号のいずれにも該当することについて労働大臣

の認定を受けたときは、当該団体（以下この章において「事業主団体」という。）及びその構成員である事業主の雇用に係る当該港湾における登録日雇港湾労働者を、それぞれ中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第一項に規定する中小企業者及びその雇用する従業員とみなして、同法を適用する。この場合において、同条第二項中「事業主との雇用関係が終了すること」とあるのは、「登録日雇港湾労働者の登録がその効力を失うこと」とする。

一　当該港湾における事業主の大部分がその構成員であること。

二　代表者、代表権の範囲、掛金の分担その他労働省令で定める事項について労働省令で定める基準に適合する定款又は規約を有すること。

2　労働大臣は、事業主に対し、事業主団体を組織すること、又は事業主団体に加入することを勧奨することができる。

（中小企業退職金共済法の特例）

第五十七条　事業主団体が登録日雇港湾労働者について締結する退職金共済契約で定める掛金月額は、当該事業主団体が締結する退職金共済契約に係るすべての登録日雇港湾労働者について同一の額でなければならない。

（公共職業安定所等の協力）

第五十八条　公共職業安定所及び雇用促進事業団は、登録日雇港湾労働者に関する退職金共済制度について、事業主団体に対し、掛金の分担及び納付に関して必要な資料を提供すること、その他必要な協力をしなければならない。

第八章　雑則

（失業保険法等の特例）

第五十九条　登録日雇港湾労働者は、失業保険法の規定による失業保険の被保険者としない。

2　雇用調整手当の支給を受けることができる者が、その支給を受けることができる日について、失業保険法の規定による失業保険金、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業保険金又は国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第一項若しくは第三項の規定による退職手当（以下この条において「失業保険金等」という。）の支給を受けることができる場合において、その雇用調整手当の日額が失業保険金等の日額（その者が自己の労働によつて収入を得るに至つた場合においては、失業保険法第十七条の四第一項（国家公務員等退職手当法第十条第一項又は第三項の規定により支給した失業保険金とみなし、第三十二条第二項の規定に該当した者は、同法第三十八条の十第二項の規定の適用については、同項の規定に該当したものとみなす。

（都道府県知事の権限）

第六十条　都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

（報告の徴収等）

第六十一条　事業主は、第十三条第二項の規定により交付を受けた常用港湾労働者証に係る常用港湾労働者の雇用の状況その他労働省令で定める事項を、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

2　公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、事業主若しくは港湾労働者に対し、常用港湾労働者証の交付、日雇港湾労働者の登録その他の事項についての報告を求め、又はその職員に、事業主の事業場に立ち入り、港湾労働者の雇用関係その他の事項について関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十二条　雇用促進事業団は、雇用調整手当の支給及び納付金の徴収に関して必要な限度において、労働省令で定めるところにより、事業主、納付金事務組合若しくは納付金事務組合であつた事業主の団体又は登録日雇港湾労働者に対し、日雇港湾労働者の雇用の状況、賃金その他の事項についての報告を求めることができる。

第六十三条　労働大臣は、納付金事務の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、納付金事務組合に対し、納付金事務の処理の状況その他の事項についての報告を求め、又はその職員に、納付金事務組合の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2　第六十一条第三項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第六十四条　市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、公共職業安定所又は日雇港湾労働者の登録を受けようとする者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、その登録に係る労働者の戸籍に関して無料で証明を行なうことができる。

（雇用調整手当の支給等に関する不服申立て）

第六十五条　雇用調整手当の支給に関する処分又は第三十三条第一項の規定による処分に不服がある者は、失業保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3　第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

（徴収金の徴収に関する不服申立て）

第六十六条　納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（不服理由の制限）

第六十七条　日雇港湾労働者の登録に関する処分が確定したときは、その処分についての不服をその処分に基づく雇用調整手当の支給又は納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分についての不服の理由とすることができない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第六十八条　日雇港湾労働者の登録に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する都道府県知事の裁決を、雇用調整手当の支給に関する処分又は第三十三条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（連絡及び協力）

第六十九条　公共職業安定所及び雇用促進事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

（職権の委任）

第七十条　この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行なう。

（政令への委任）

第七十一条　第二条第一号又は第二号ロの規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章　罰則

第七十二条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金を処する。

一　第十六条第一項又は第十七条の規定に違反したとき。

二　第三十六条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

三　第六十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

2　納付金事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした納付金事務組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第四十六条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二　第四十七条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に関する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

三　前項第三号に該当するとき。

四　第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十三条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、一万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第一項、第十六条第二項又は第二十一条の規定に違反したとき。

二　第六十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、五千円以下の罰金に処する。

一　第十四条第一項の規定に違反したとき。

二　第六十一条第一項の規定に違反して報告せず、又は偽りの報告をしたとき。

2　港湾労働者その他の関係者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五千円以下の罰金に処する。

一　第九条第三項の規定に違反して、日雇港湾労働者登録票を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

二　前条第二号に該当するとき。

三　第六十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十五条　法人（法人でない納付金事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない納付金事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその納付金事務組合を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十六条　登録日雇港湾労働者が第七十二条第一項第三号に該当するときは、一万円以下の過料に処する。

2　登録日雇港湾労働者が第九条第二項の規定に違反したとき、又は常用港湾労働者が第十四条第二項において準用する第九条第二項若しくは第三項の規定に違反したときは、千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律の施行期日は、公布の日から起算して二年をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

（登録税法の改正）

第二条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の二中「又は炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）」を、炭鉱離職者臨時措置法第二十七号ノ三中「又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務」を、炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第三号ノ業務」に改める。

（印紙税法の改正）

第三条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ八ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ八ノ四　港湾労働法ニ依ル雇用調整手当又ハ納付金其ノ他ノ徴収金ニ関スル証書、帳簿

（総理府設置法の改正）

第四条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表港湾調整審議会の項中「意見を述べること」の下に「並びに港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）の定めるところにより、労働大臣に意見を述べること」を加える。

（労働省設置法の改正）

第五条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の二中「又は炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）」を、炭鉱離職者臨時措置法第二十七号ノ三中「又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務」を、炭鉱離

又は港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）」に改め、同条第三十八号の二の次に次の二号を加える。

三十八の三　港湾労働法に基づいて、港湾雇用調整計画を定めること。

三十八の四　港湾労働法の施行に関して、事業主、港湾労働者その他の関係者に必要な事項についての報告を求めること。

第六条第十一号の四中「及び炭鉱離職者臨時措置法（第三章の規定に限る。）」を「、炭鉱離職者臨時措置法（第三章の規定に限る。）及び港湾労働法（第六章及び第八章の規定のうち雇用促進事業団及び納付金事務組合の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。）」に改める。

第七条第七号中「中小企業退職金共済法」の下に「及び港湾労働法（第七章の規定に限る。）」を加える。

第十条第一項第八号中「及び身体障害者雇用促進法」を「、身体障害者雇用促進法及び港湾労働法（第六章及び第八章の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章の規定を除く。）」に改める。

第十条の二第五号中「及び炭鉱離職者」を「並びに炭鉱離職者及び港湾労働者」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「及び失業保険法」を「、失業保険法及び港湾労働法」に改め、同表中「地方職業安定審議会　都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。」を「地方職業安定審議会　都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

地区職業安定審議会　都道府県知事又は公共職業安定所長の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法及び港湾労働法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

第十八条第一項中「及び身体障害者雇用促進法（これに基づく命令を含む。）」を「、身体障害者雇用促進法（これに基づく命令を含む。）及び港湾労働法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

（地方税法の改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十二号中「又は炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第三号」を「、炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第三号又は港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）第二十九条第二号若しくは第三号」に改める。

第三百四十八条第二項第十九号中「又は炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号」を「、炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号又は港湾労働法第二十九条第二号若しくは第三号」に改める。

（港湾運送事業法の改正）

第七条　港湾運送事業法の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「この法律」の下に「、港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）第十六条第一項若しくは第十七条」を加える。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の改正）

第八条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四十二条第一項」の下に「及び港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）第六十五条第一項」を加える。

第七条第二項後段中「第四十二条第一項」の下に「及び港湾労働法第六十五条第一項」を加える。

第二十五条第二項中「第四十二条第一項の規定による再審査請求の事件及び」を「第四十二条第一項及び港湾労働法第六十五条第一項の規定による再審査請求の事件並びに」に改める。

（所得税法の改正）

第九条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）の規定により登録日雇港湾労働者として負担する納付金

（内閣総理、法務・大蔵・運輸・労働・自治大臣署名）

法律第百二十一号（昭四〇・六・三）

◎農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、農地被買収者及びその遺族等に対する給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「農地被買収者」とは、旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」という。）第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第二条第一項第一号の規定により農地を買収された者で、その被買収農地の面積が一畝以上のものをいう。

2　この法律において「被買収農地の面積」とは、第一号に掲げる面積から第二号に掲げる面積を控除して得た面積をいう。

一　措置法第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法第二条第一項第一号の規定により買収された農地（昭和四十年三月三十一日以前に農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第八十条の規定によりその買収前の所有者に売り払われた農地その他政令で定める農地を除く。）に係る次の面積（措置法第十条の面積をいう。以下同じ。）の合計面積

イ　田の面積（北海道の区域内にある田については、その面積に政令で定める割合を乗じて得た面積。次号において同じ。）

ロ　畑の面積（北海道の区域内にある畑については、その面積に政令で定める割合を乗じて得た面積。次号において同じ。）の百分の六十に相当する面積

二　措置法第十六条第一項又は第二十八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により売り渡された農地（昭和二十五年七月三十一日以後に売り渡された農地については、その対価が旧自作農創設特別措置法施行規則（昭和二十一年農林省、大蔵省令第一号）第七条の二の二第一号又は第二号に定める額を基準として定めら

れたものに限る。）に係る次の面積の合計面積

イ　田の面積

ロ　畑の面積の百分の六十に相当する面積

（給付金の支給）

第三条　次に掲げる者には、給付金を支給する。

一　農地被買収者

二　昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる農地被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人たる農地被買収者の一般承継人

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。

一　昭和四十年四月一日において日本の国籍を有しない個人

二　外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体

3　給付金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行なう。

4　前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和四十二年三月三十一日までに、内閣総理大臣に対して行なわなければならない。

5　前項の期間内に給付金の支給を請求しなかつた者には、給付金は、支給しない。

（給付金の支給を受けるべき遺族の範囲）

第四条　給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。

一　死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていなかつたが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二　子、孫及び父母

2　死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が、昭和四十年四月一日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、同日において出生し、かつ、日本の国籍を有していたものとみなす。

（給付金の支給を受けるべき遺族の順位等）

第五条　給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、次に定めるところによる。

一　前条第一項第二号に規定する順序による。この場合において、同項第一号に掲げる配偶者は先順位の遺族と常に同順位とする。

二　子のうちに昭和四十年三月三十一日以前に死亡した者があるときは、その者に係る孫は、代襲により他の子と同順位とする。

三　父母については、養父母、実父母の順とする。

2　給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

（給付金の額）

第六条　第三条第一項第一号に掲げる者でその被買収農地の面積が一反以上のものに支給する給付金の額は、当該被買収農地の面積（一反に満たない面積は、切り捨てる。）を次の表の上欄に掲げる区分に区分し、その区分に応ずる同表の下欄に掲げる割合を二万円に乗じて得た金額に、順次、当該区分に応ずる被買収農地の面積の反数を乗じて得た金額の合計額とする。ただし、当該合計額が百万円をこえる場合は、百万円とする。

区分	割合
一町以下の面積	百分の百
一町をこえ二町以下の面積	百分の五十
二町をこえ三町以下の面積	百分の三十
三町をこえる面積	百分の十

の面積が一反に満たないものに支給する給付金の額は、一万円とする。

3　第三条第一項第二号に掲げる者に支給する給付金の額は、その者に係る死亡し又は解散した農地被買収者につき前二項の規定の例によつて算定した金額と同額とする。

（記名国債の交付）

第七条　給付金は、十年（前条第二項の規定により算定した給付金及び同条第三項の規定により同条第二項の規定の例によつて算定した給付金にあつては、五年）以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた当該国債の償還金の請求又は当該国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした当該国債の償還金の支払又は当該国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

6　前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（支給未済の給付金の支給の特例）

第八条　給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡し又は解散した場合において、その者がその死亡前又は解散前に給付金の支給を請求していなかつたときは、その者の一般承継人は、自己の名で、当該給付金の支給を請求することができる。

2　第五条第二項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

（給付金の返還）

第九条　給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第十条　給付金の支給を受ける権利及び第七条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合は、この限りでない。

（非課税）

第十一条　給付金には、所得税を課さない。

2　給付金に関する書類及び第七条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十二条　第七条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（給付金の返還）

第十三条　不実の申請その他不正の手段により国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して、償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2　前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定

してこれを督促しなければならない。

3　前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（権限の委任）

第十四条　この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

（総理府令への委任）

第十五条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

（国債の発行の日）

2　第七条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和四十年法律第百二十一号）の施行に関すること。

（内閣総理・大蔵・郵政大臣署名）

法律第百二十二号（昭四〇・六・三）

◎製造たばこ定価法

（製造たばこの種類及び最高価格）

第一条　日本専売公社（以下「公社」という。）の製造する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）の種類は、紙巻たばこ、刻みたばこ、パイプたばこ及び葉巻たばことし、その種類ごとに、等級別の最高価格を次のように定める。

種類	等級	品質	単位	価格
紙巻たばこ	一級品	上質の葉たばこを主原料に用い、精選した他の原料葉たばこと配合し、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一〇本	五〇円
	二級品	上質及び中質の葉たばこを主原料に用い、選別した他の原料葉たばこと配合し、中級銘柄としての特色を保つように調製したもの	一〇本	三五円
	三級品	中質及び下質の葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一〇本	二五円
刻みたばこ	三級品	中質及び下質の刻みたばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一〇グラム	二〇円
パイプたばこ	一級品	精選し、特殊加工した上質の葉たばこを主原料に用い、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一〇グラム	六〇円
葉巻たばこ	二級品	選別し、特殊加工した上質及び中質の葉たばこを主原料に用い、中級銘柄としての特色を保つように調製したもの	一〇グラム	三〇円
	一級品	上質の葉巻たばこ用葉たばこを主原料に用い、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一本	一八〇円
	二級品	中質及び下質の葉巻たばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一本	五〇円

2　公社が、特に上質の葉たばこを主原料に用い、精選した他の原料葉たばこと配合して調製した紙巻たばこで、高級銘柄としての特色及び品位を保つものを製造したときは、その最高価格は、前項の規定にかかわらず、十本当たり七十五円とする。

（製造たばこの品目ごとの定価の決定）

第二条　製造たばこの品目ごとの定価は、前条に定める製造たばこの最高価格の範囲内で、その品質、規格及び消費の動向等を勘案して妥当なものであり、かつ、適正な専売収入をもたらすようなものでなければならない。

（公告）

第三条　公社は、たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第三十四条第一項の規定により製造たばこの小売定価を定めて公告する場合には、当該製造たばこの種類、等級及び標準規格をあわせて公告するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）は、廃止する。

3　公社は、この法律の施行前にたばこ専売法第三十四条第一項の規定により小売定価を定めて公告した製造たばこで、この法律の施行の際現に販売しているものの種類、等級及び標準規格をこの法律の施行後遅滞なく公告するものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭四〇・六・三）

◎日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六項の次に次の一項を加える。

監事ハ監査ノ結果ニ基キ必要アリト認ムルトキハ会長又ハ主務大臣ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第十六条ノ四第二項前段中「其ノ他ノ施設」を「、幼稚園其ノ他ノ施設」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ国立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

第二十条中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ作成シタル決算報告書ヲ添ヘ監事ノ意見ヲ附シ」を加える。

第三十六条ノ二に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ国立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び第三項並びに附則第三十六条ノ三の規定は、この法律の施行の際現に大学（国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所を含む。）又は大学院に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても、適用する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭四〇・六・一〇）

◎地方住宅供給公社法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　設立（第八条―第十条）
第三章　役員及び職員（第十一条―第二十条）
第四章　業務（第二十一条―第二十八条）
第五章　財務及び会計（第二十九条―第三十五条）
第六章　解散及び清算（第三十六条―第三十九条）
第七章　監督（第四十条―第四十二条）
第八章　雑則（第四十三条―第四十七条）
第九章　罰則（第四十八条―第五十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　地方住宅供給公社は、住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、これらの者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もつて住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　地方住宅供給公社（以下「地方公社」という。）は、法人とする。

（名称）

第三条　地方公社は、その名称中に住宅供給公社という文字を用いなければならない。

2　地方公社でない者は、その名称中に住宅供給公社という文字を用いてはならない。

（出資）

第四条　地方公共団体でなければ、地方公社に出資することができない。

2　設立団体（地方公社を設立する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

3　地方公社に出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。

（定款）

第五条　地方公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　設立団体たる地方公共団体

四　事務所の所在地

五　役員の定数、任期その他役員に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

八　公告の方法

2　定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第六条　地方公社は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、地方公社に準用する。

第二章　設立

（設立）

第八条　地方公社は、都道府県又は政令で指定する人口五十万以上の市でなければ、設立することができ

ない。

第九条　地方公社を設立するには、議会の議決を経、かつ、定款及び業務方法書を作成して、建設大臣の認可を受けなければならない。

（成立）

第十条　地方公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第三章　役員及び職員

（役員）

第十一条　地方公社に、役員として、理事長、理事及び監事を置く。

（役員の職務及び権限）

第十二条　理事長は、地方公社を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3　監事は、地方公社の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は建設大臣若しくは都道府県知事（市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。）に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十三条　理事長及び監事は、設立団体の長が任命する。

2　理事は、理事長が任命する。

（役員の任期）

第十四条　役員の任期は、四年をこえることができない。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて地方公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十六条　設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（代表権の制限）

第十七条　地方公社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が地方公社を代表する。

（代理人の選任）

第十八条　理事長は、理事又は地方公社の職員のうちから、地方公社の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十九条　地方公社の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章　業務

（業務）

第二十一条　地方公社は、第一条の目的を達成するため、住宅の積立分譲及びこれに附帯する業務を行なう。

2　前項の住宅の積立分譲とは、一定の期間内において一定の金額に達するまで定期に金銭を受け入れ、その期間満了後、受入額をこえる一定額を代金の一部に充てて住宅及びその敷地を売り渡すことをいうものとし、その受入額をこえる一定額の算出方法については、建設省令で定める。

3　地方公社は、第一条の目的を達成するため、第一項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

一　住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

二　住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

三　市街地において地方公社が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適当である場合において、それらの施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

四　住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

五　地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

七　水面埋立事業を施行すること。

八　第一項の業務及び前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。

第二十二条　地方公社は、住宅の建設又は宅地の造成に関する業務を行なうには、勤労者が健康で文化的な生活を営むに足りる良好な環境の住宅又は宅地が確保されるように努め、住宅又は宅地の賃借その他の管理及び譲渡に関する業務を行なうには、住宅を必要とする勤労者の適正な利用が確保され、かつ、賃貸料又は譲渡価格が適正なものとなるように努めなければならない。

（住宅の積立分譲に関する契約）

第二十三条　地方公社は、住宅の積立分譲に関する契約をするには、契約の相手方の資格及び選定方法並びに契約の内容に関し建設省令で定める基準に従つてしなければならない。

2　住宅の積立分譲に関する契約をした者は、その契約の解除により地方公社から受けるべき金額につき地方公社の総財産の上に先取特権を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（住宅の建設等の基準）

第二十四条　地方公社は、住宅の建設、賃貸その他の

管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに第二十一条第三項第三号及び第五号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうときは、他の法令により特に定められた基準がある場合においてその基準に従うほか、建設省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

（業務の委託）

第二十五条　地方公社は、建設省令で定めるところにより、住宅の積立分譲に関する契約に基づく金銭の受入れに関する業務の一部を銀行その他の金融機関に委託するものとする。

（業務方法書）

第二十六条　地方公社の業務方法書に記載しなければならない事項は、建設省令で定める。

2　地方公社は、業務方法書を変更しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

（事業計画及び資金計画）

第二十七条　地方公社は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、都道府県知事等の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　都道府県知事等は、前項の規定により事業計画及び資金計画を承認しようとするときは、それらの計画中住宅の積立分譲に係る部分につき建設大臣の認可を受けなければならない。

（地方公共団体の長の意見の聴取）

第二十八条　地方公社は、住宅の建設又は宅地の造成をしようとするときは、当該住宅の建設計画又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該住宅の建設又は宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第二十九条　地方公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、設立後最初の事業年度は、設立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

（会計区分）

第三十条　地方公社は、住宅の積立分譲に関する契約に基づく受入金に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

2　住宅の積立分譲に関する契約に基づく受入金に係る会計においては、建設省令で定めるところにより、契約の解除による債務の支払に充てるために必要な引当金を保有しなければならない。

（決算）

第三十一条　地方公社は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表及び業務報告書）

第三十二条　地方公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。

2　地方公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添附し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十三条　地方公社は、第三十条第一項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2　地方公社は、第三十条第一項の会計区分に従い、

毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十四条　地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

（建設省令への委任）

第三十五条　この法律に規定するもののほか、地方公社の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章　解散及び清算

（解散事由）

第三十六条　地方公社は、次の事由によつて解散する。

一　破産

二　第九条の規定による認可の取消し

（清算人）

第三十七条　地方公社が解散したときは、破産による解散の場合を除き、理事長及び理事がその清算人となる。

2　理事長であつた清算人には第十二条第一項の規定を、理事であつた清算人には同条第二項の規定を準用する。

（清算事務）

第三十八条　清算人は、地方公社の債務を弁済してお残余財産があるときは、これを地方公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十九条　民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、地方公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方住宅供給公社法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

第七章　監督

（報告及び検査）

第四十条　建設大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、地方公社に対して業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員をして地方公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督命令）

第四十一条　建設大臣又は都道府県知事等は、地方公社の業務の健全な運営を確保し、又は住宅の積立分譲に関する契約をした者を保護するため必要があると認めるときは、地方公社に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。ただし、建設大臣は、都道府県知事等が必要な命令をすることを怠つていると認めた場合に限り、その命令をすることができる。

（違法行為に対する措置）

第四十二条　建設大臣又は都道府県知事等は、第四十条第一項の規定により報告を求め、又は検査を行なつた場合において、地方公社の業務又は会計がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく建設大臣、都道府県知事若しくは市長の処分又は定款、業務方法書、事業計画若しくは資金計画に違反すると認めるときは、その地方公社に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、業務の全部又は一部の停止その他必要な措置を命ずることができる。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

2　建設大臣は、地方公社が前項の規定による命令に従わなかつた場合において、やむをえないと認めるときは、第九条の規定による認可を取り消すことができる。

3　建設大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、その地方公社に対し、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明の機会を与えなければならない。

第八章　雑則

（共同設立）

第四十三条　次の各号の一に掲げる都道府県又は都道府県及び市は、共同して地方公社を設立することができる。

一　二以上の都道府県

二　二以上の都道府県及びそれらの区域内の第八条の市

三　一の都道府県及びその区域内の第八条の市

2　前項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項中「建設大臣若しくは都道府県知事（市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。）」とあり、第二十七条第一項若しくは第三十二条第一項中「都道府県知事等」とあり、又は第四十条第一項、第四十一条若しくは第四十二条第一項中「建設大臣又は都道府県知事等」とあるのは、「建設大臣」とし、第二十七条第二項、第四十一条ただし書及び第四十二条第一項後段の規定は、適用せず、前項第三号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項中「都道府県知事（市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。）」とあり、又は第二十七条、第三十二条第一項、第四十条第一項、第四十一条若しくは第四十二条第一項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」とする。

3　前項の場合において、建設大臣又は都道府県知事が第二十七条第一項の規定により事業計画及び資金計画の承認の申請に係る処分をしようとするときは、それぞれ設立団体の長又は設立団体たる市の長の意見をきかなければならない。

（都道府県知事等の経由）

第四十四条　前条第一項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社を除き、地方公社がこの法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより建設大臣に提出する申請書その他の書類は、建設省令で定めるところにより、市のみが設立した地方公社にあつては市長を、その他の地方公社にあつては都道府県知事を経由しなければならない。

2　都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを建設大臣に提出しなければならない。

（住宅金融公庫の融資）

第四十五条　住宅金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、地方公社の住宅の積立分譲による住宅及びその敷地の供給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。

（非課税）

第四十六条　地方公社が、設立の際、直接その本来の業務の用に供する不動産を出資の目的として取得したときは、その取得については、不動産取得税を課することができない。

2　第二十一条第二項に規定する受入額をこえる一定額のうち、その超過金額については、所得税を課さない。

（他の法令の準用）

第四十七条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第九章　罰則

（罰則）

第四十八条　第四十条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2　地方公社の役員、清算人又は職員がその地方公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その地方公社に対して同項の刑を科する。

第四十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により建設大臣、都道府県知事又は市長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三　第二十一条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十条、第三十三条、第三十四条又は第三十八条の規定に違反したとき。

五　第三十二条の規定に違反して、財務諸表又は業務報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

六　第三十九条において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七　第三十九条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八　第三十九条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

九　第四十一条の規定による命令に違反したとき。

第五十条　第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十項中建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）第四条第三項及び第七項並びに第四条の二第二項の改正規定は、建設省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第　　号）中建設省設置法第四条及び第四条の二の改正規定の施行の日（昭和四十年七月一日から施行する。

（公益法人の地方公社への組織変更）

2　民法第三十四条の規定により設立され、都道府県又は第八条の市が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している法人で、第二十一条第三項の業務を行なうことを目的とするもの（以下「公益法人」という。）は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して地方公社となることができる。ただし、当該公益法人が社団法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

3　前項の規定により公益法人がその組織を変更して地方公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議会の議決を経、その公益法人の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならない。

4　前項の組織変更は、政令で定めるところにより、地方公社の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

5　公益法人が附則第二項の規定により事業年度の中途において地方公社に組織変更した場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

6　公益法人が附則第二項の規定により地方公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人の名義に係る権利についてする登記名義人又は登録名義人の表示の変更の登記又は登録及び当該公益法人を債務者とする担保権についてする債務者の表示の変更の登記又は登録については、登録税を課さない。

7　第二十一条第三項各号の一に該当しない業務を行なうことをも目的とする公益法人が附則第二項の規定により地方公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体又は地方公共団体が設立した法人で、同項各号の一に該当しない業務を行なうものが受ける権利の取得の登記及び政令で定める債務を当該地方公共団体又は当該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めるところにより、登録税を課さない。

（名称使用の制限に関する経過措置）

8　この法律の施行の際現にその名称中に住宅供給公社という文字を使用している者については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

（土地収用法の一部改正）

9　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「又は日本住宅公団」を「、日本住宅公団又は地方住宅供給公社」に改める。

（新住宅市街地開発法の一部改正）

10　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又は日本住宅公団」を「、日本住宅公団又は地方住宅供給公社」に改める。

第三十一条及び第三十二条第一項第一号中「日本住宅公団」の下に「、地方住宅供給公社」を加える。

第四十条中「及び日本住宅公団」を「、日本住宅公団及び地方住宅供給公社」に改める。

（登録税法の一部改正）

11　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「住宅営団」の下に「、地方住宅供給公社」を、「住宅営団法」の下に「、地方住宅供給公社法」を加え、同条第十八号中「又は住宅営団」を「、住宅営団又ハ地方住宅供給公社」に改め、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九ノ二　地方住宅供給公社ガ地方住宅供給公社法第二十一条第一項又ハ第三項第一号乃至第七号ノ業務ニ関シ取得スル建物又ハ土地ニ関スル権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

12　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ六の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ七　地方住宅供給公社ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

13　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公務員の団体の項の次に次のように加える。

地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）

（法人税法の一部改正）

14　法人税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公共団体の項の次に次のように加える。

地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）

第七十三条の二第二項中「日本住宅公団」の下に「、地方住宅供給公社」を加える。

第七十三条の四第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　地方住宅供給公社が地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条第一項又は第三項第二号に規定する業務の用に供する土地又は住宅の用に供する宅地とあわせて取得し、若しくは造成する宅地若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するための土地

第七十三条の七第十二号の二中「日本住宅公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を加える。

第七十三条の二十四第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「、地方住宅供給公社」を加える。

第七十三条の二十八の二（見出しを含む。）中「日本住宅公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を加え、同条第一項中「第九号」の下に「又は第九号の二」を加える。

附則に次の一項を加える。

57　道府県は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）附則第二項の規定による組織変

更により地方住宅供給公社となつた法人が当該組織変更の日以前に取得した譲渡する住宅及び当該住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地について、当該法人から当該組織変更の日後最初に譲渡が行なわれた場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

18　附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人に関しては、前項の規定による改正後の地方税法中法人の事業税に関する規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

19　附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人に関しては、附則第十七項の規定による改正後の地方税法中不動産取得税に関する規定（同法附則第五十七項の規定を除く。）は、当該組織変更の日後に、当該法人が取得し、又は当該法人から譲り受ける不動産の不動産取得税について適用し、当該組織変更の日以前に、当該法人が取得し、又は当該法人から譲り受ける不動産の不動産取得税については、なお従前の例による。

（建設省設置法の一部改正）

20　建設省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の五の次に次の一号を加える。

二十三の六　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「工業団地造成事業に係るものに関するもの」の下に「、同条第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの」を加え、同条第七項中「同条第二十三号の五」の下に「及び第二十三号の六」を加える。

第四条の二第二項中「並びに第三条」を「、第三条」に改め、「工業団地造成事業に係るものに関するもの」の下に「並びに第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの」を加える。

21　昭和四十年六月三十日までの間は、前項の規定による改正後の建設省設置法第三条第二十三号の六に規定する事務のうち、地方住宅供給公社の業務で水面埋立事業に係るものは都市局において、その他のものは住宅局においてつかさどる。

（法務・大蔵・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十五号（昭四〇・六・一〇）

◎下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　資本の額又は出資の総額が一千万円をこえる法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託又は修理委託を受ける法人たる事業者が、その製造委託又は修理委託に係る製造又は修理の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第三項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託又は修理委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託又は修理委託をする当該事業者から直接製造委託又は修理委託を受けるものとすれば前項各号の一に該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

第二条の二第一項中「支払期日は」の下に「、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず」を加える。

第三条中「直ちに、」の下に「公正取引委員会規則で定めるところにより」を加え、「内容並びに」を「内容、」に、「及び支払期日」を「、支払期日及び支払方法その他の事項」に改める。

第四条第七号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に改め、「行為をした場合」の下に「又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2　親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一　自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二　下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

第六条中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に、「又は同条第三号」を「若しくは同項第三号」に改め、「行為をしたかどうか」の下に「又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうか」を加える。

第七条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、「、その下請代金」の下に「若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息」を加え、「勧告することができる」を「勧告するものとする」に改め、同条第二項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に、「勧告することができる」を「勧告するものとする」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「公表することができる」を「公

表するものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号の一に該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

第八条を次のように改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第八条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条の規定は、公正取引委員会が前条第一項から第三項までの規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従ったときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

第十条を次のように改める。

（罰則）

第十条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三条の規定による書面を交付しなかったとき。

二　第五条の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百二十六号（昭四〇・六・一〇）

◎積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律（衆法）

第一条　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第二条　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

（湿田単作地域農業改良促進法の一部改正）

第三条　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

（海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第四条　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

（畑地農業改良促進法の一部改正）

第五条　畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十七号（昭四〇・六・一一）

◎医療法の一部を改正する法律（参法）

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第一号中「整形外科」の下に「、脳神経外科」を加え、「理学診療科（又は放射線科）」を「理学診療科、放射線科」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百二十八号（昭四〇・六・一一）

◎優生保護法の一部を改正する法律（参法）

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「昭和四十年七月三十一日」を「昭和四十五年七月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百二十九号（昭四〇・六・一一）

◎寄生虫病予防法の一部を改正する法律（衆法）

寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ノ二第二項中「昭和三十二年度以降十箇年」を「昭和四十年度以降七箇年」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和四十年度に係る第三条ノ三第一項の実施計画に関しては、同項中「毎年度其ノ年度ノ開始前迄ニ」とあるのは、「基本計画ノ決定後速ニ」とする。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三十号（昭四〇・六・一一）

◎労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

第一条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一に該当する事業」を「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の適用を受ける事業又は事務所（以下「事業」という。）であつて、次の各号の一に該当するもの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　前三号に掲げるもののほか、労働基準法第八条第一号から第十五号まで及び第十七号の事業であつて政令で指定するもの

第三条第二項中「（昭和二十二年法律第四十九号）第八条に規定する」を「の適用を受ける」に改め、「及び同条に規定する事務所（以下事業という。）」を削り、同条第三項中「同居の親族のみを使用する事業及び」を「並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　二以上の事業が次の各号に該当するものであるときは、その全部を一の事業とみなす。

一　事業主が同一人であること。

二　それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業であること。

三　それぞれの事業の規模が、労働省令で定める規模以下であること。

四　それぞれの事業が、前条第一項の強制適用事業であつて労働省令で定めるものであること。

五　それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。

六　前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める要件に該当すること。

第四条第二項中「主務大臣」を「労働大臣」に改め、同条第三項中「命令」を「政令」に改める。

第五条中「基いて発する命令」を「基づく政令及び労働省令」に改める。

第六条に次の二項を加える。

前項の事業主は、保険関係が成立した日から五日以内に、その成立の日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業が行なわれる場所その他労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

政府は、前項の規定による届出により、又は職権で、当該事業についての保険関係の成立の確認を行なう。

第八条第一項中「事業が」を「労働省令で定める事業が」に改める。

第二章中第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　二以上の事業（事業の期間が予定される事業以外の事業であつて労働省令で定めるものに限る。）であつてその事業主が同一人であるものについてそれぞれ保険関係が成立している場合において、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、当該承認に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、それらの事業のうち政府が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、政府が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

第十二条第一項第一号中「命令で定める金額未満で負傷又は疾病の治つた場合を除くものとし、療養費の全額。但し、命令で定める金額は通常起り得る負傷及び疾病について、通例療養七日間に要する費用の平均額を標準としてこれを定める。」を「療養費の全額」に改め、同項第二号中「休業七日以内で負傷又は疾病の治つた場合を除くものとし、」を「休業の最初の日から起算して第四日目以後の」に、「労働基準法第十二条の平均賃金（以下「平均賃金」という。）」を「給付基礎日額」に改め、同項第四号及び第五号中「平均賃金」を「給付基礎日額」に改める。

第十二条の二中「命令の一」を「、労働省令で」に改める。

第十二条の二中「命令」を「労働省令」に改め、同条を第十二条の二の二とし、第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二　給付基礎日額は、労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額とする。

労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが著しく不適当であるときは、前項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。

給付基礎日額は一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

第十二条の三第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第十七条から第十九条までの規定により保険給付を受けないため労働基準法第七十五条の規定による療養補償を受ける労働者」を削る。

第十二条の五第二項中「平均賃金」を「給付基礎日額」に改め、同条第三項中「第十二条の二」を「第十二条の二の二」に改める。

第十六条中「命令」を「労働省令」に改める。

第十七条から第十九条の二までを次のように改める。

第十七条及び第十八条　削除

第十九条　労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行なわない。

労働者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

第十九条の二　偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給

付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

前項の場合において、事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二　この章に定めるもののほか、保険給付に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二十三条第一項第二号中「義肢」の下に「その他の補装具」を加え、同項第四号中「職業再教育」を「リハビリテーション」に改める。

第二十四条中「保険加入者」を「保険関係が成立している事業の事業主（以下「保険加入者」という。）」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

第八条第一項の規定の適用を受ける事業その他労働省令で定める事業については、前項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　保険料率は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受けるすべての事業の過去三年間の災害率その他の事情を考慮して、労働大臣が定める。

保険料率は、保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第二十七条中「個個の事業」を「事業その他労働省令で定める規模の事業」に、「三年を経過したものについての保険給付（第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下この条において同じ。）の額」を「三年以上経過したものについての同日以前三年間の保険給付の額（第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、第一種障害補償費、傷病給付及び第一種障害給付については、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。以下この条及び第三十条の二において同じ。）」に改め、「当該事業が保険関係の成立後五年以上を経過したときは、直近の過去五年間の保険給付の額と保険料の額との割合」を削り、「主務大臣」を「労働大臣」に、「命令」を「労働省令」に改める。

第二十八条第一項中「支払う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料の額その他命令で定める事項を、その保険年度の初日から十五日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日から五日以内）に報告するとともに、「概算保険料を」を「係る賃金総額の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額）に保険料率を乗じて算定した概算保険料を、その概算保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて」に「初日から四十五日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日から三十五日以内）」を「初日（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日）から四十五日以内」に改め、同条第二項中「支払う」を「係る」に、「概算保険料の額その他命令で定める事項を、保険関係の成立すべき日前十日までに（特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで）に報告するとともに、「概算保険料を」を「概算保険料を、その概算保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて、」に改め、同条第三項中「規定による報告を」を「報告を」を「報告書を提出」に、「報告に」を「報告書の記載に」に改める。

第三十条の三の次に次の一条を加える。

第三十条の四　政府は、次の各号の一に該当する事故について保険給付を行なつたときは、労働省令で定めるところにより、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を保険加入者から徴収することができる。

一　第三条第一項の強制適用事業の保険加入者が保険関係の成立についての届出を怠つていた期間（政府が職権で保険関係の成立の確認をしたときは、その確認後の期間を除く。）中に生じた事故

二　保険加入者が保険料を納付しない期間（督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故

三　保険加入者が故意又は重大な過失により生じさせた事故

第三十四条の二第一項、第三十四条の四及び第三十四条の五中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十四条の六中「命令」を「労働省令」に改め、「「保険関係の成立すべき日前十日までに（特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで）」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から五日

前の通知を受けた保険加入者は、納付した概算保険料の額が政府が算定した概算保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した概算保険料がないときは政府が算定した概算保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　保険加入者は、前条の賃金総額の見込額が労働省令で定める範囲をこえて増加したときは、増加した日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく概算保険料の額と納付した概算保険料の額との差額を、その額その他労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて納付しなければならない。

第二十九条の二第二項及び第二十九条の三中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十条第一項中「支払つた」を「係る」に、「命令」を「労働省令」に、「事項」を「事項を記載した報告書」に、「十五日」を「四十五日」に、「報告」を「提出」に改め、同条第二項中「規定による報告を」を「報告書を提出」に、「報告に」を「報告書の記載に」に改め、同条第四項を次のように改める。

前項の通知を受けた保険加入者は、納付した概算保険料の額が政府が算定した概算保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した概算保険料がないときは政府が算定した概算保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

第三十一条中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第六十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第七十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第八十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第九十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百二十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百三十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百四十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百五十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百六十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百七十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百八十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第百九十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百二十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百三十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百四十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百五十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百六十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百七十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百八十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第二百九十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百二十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百三十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百四十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百五十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百六十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百七十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百八十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第三百九十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百二十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百三十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百四十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百五十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百六十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百七十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百八十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第四百九十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百二十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百三十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十三条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十四条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十五条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十六条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十七条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十八条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百四十九条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百五十条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百五十一条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百五十二条第一項中「命令」を「労働省令」に改める。

第五百五十

以内」と」を削り、「「保険関係成立の日から」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から」」を「「保険関係成立の日」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日」」に改める。

第三十七条中「第三項又は」を「第三項若しくは」に、「の規定により政府の算定した保険料又は特別保険料の額」を「又は第三十条の四の規定による処分」に改める。

第三十八条中「前条に規定する額の算定その他保険料又はこの法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分」を「保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分」に、「主務大臣」を「労働大臣」に改める。

第四十二条第二項中「命令の定めるところによつて」を削る。

第四十三条中「基いて発する命令」を「基づく政令及び労働省令」に改める。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

第四十六条　行政庁は、労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者に対して、この保険の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

第四十七条　行政庁は、労働省令で定めるところにより、保険関係が成立している事業に使用される労働者又は保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対して、この保険の施行に関し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出又は出頭を命ずることができる。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

第四十七条の三　政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前二条の規定による命令に従わないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

第四十九条中「命令の」を「労働省令で」に、「提示をさせ」を「提示を命じ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二　この法律に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が保険料率その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

第五十条中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十二条第一号を次のように改める。

一　第六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

第五十二条第二号中「この法律」を「第四十八条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

第五十三条中「であつて保険給付を受けるべき者その他の関係者」を削り、同条第一号を次のように改める。

一　第四十七条の規定による命令に違反して報告若しくは届出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは届出をし、又は文書その他の物件の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

第五十三条第二号中「この法律」を「第四十八条」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第四十九条の規定による命令に違反して報告をせず、虚偽の報告をし、若しくは診療録、帳

簿書類その他の物件の提示をせず、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

別表第一から別表第三までの表中「平均賃金」を「給付基礎日額」に改める。

第二条　労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

労働者災害補償金保険法目次中「第四章の二　保険給付の特例」を「第四章の二　保険給付の特例　第四章の三　労災保険事務組合」に改める。

第四章の二の次に次の二章を加える。

第四章の三　労災保険事務組合

第三十四条の七　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主（労働省令で定める数以上の労働者を使用する事業の事業主を除く。）の委託を受けて、この章に定めるところにより、これらの者が行なうべき保険料の納付その他の労働者災害補償保険に関する事項（以下「労災保険事務」という。）を処理することができる。

事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体（以下「労災保険事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

労働大臣は、労災保険事務組合がこの法律若しくはこれに基づく労働省令の規定に違反したとき、又はその行なうべき労災保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

第三十四条の八　政府は、労災保険事務組合に労災保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき保険料の納入の告知、督促その他の通知及び第三十条第三項の規定による還付金の還付については、労災保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労災保険事務組合に対して

してした保険料の納入の告知、督促その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

第三十四条の九　第三十四条の七第一項の委託に基づき、事業主が保険料その他この法律の規定による徴収金の納付のため、金銭を労災保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労災保険事務組合は、政府に対してこれらの納付の責めに任ずる。

第三十条の三第一項又は第三十二条第一項の規定により、政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労災保険事務組合の責めに帰すべき事由があるときは、その限度で、労災保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずる。

政府は、前二項の規定により労災保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労災保険事務組合に対して第三十一条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

労災保険事務組合は、第十九条の二第二項の規

定の適用については、事業主とみなす。

第三十四条の十　労災保険事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する労災保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えて置かなければならない。

第四章の四　特別加入

第三十四条の十一　次の各号に掲げる者（労働者である者を除く。）の業務災害に関しては、この章に定めるところによる。

一　労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（労働省令で定める事業を除く。）の事業主で労災保険事務組合に労災保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）

二　前号の事業主が行なう事業に従事する者

三　労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行なうことを常態とする者

四　前号の者が行なう事業に従事する者

五　労働省令で定める種類の作業に従事する者

第三十四条の十二　前条第一号の事業主が、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して当該事業について第二章の規定により成立する保険関係に基づきこの保険による保険給付を受けることができる者とすることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章、第四章（第三十条の四を除く。）及び前章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　前条第一号及び第二号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。

二　前条第一号又は第二号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかつたとき、その負傷若しくは疾病についての療養のため当該事業に従事することができないとき、その負傷若しくは疾病がなおつた場合において身体に障害が存するとき、又は業務上死亡したときは、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じたものとみなす。

三　前条第一号及び第二号に掲げる者の給付基礎日額は、当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して労働大臣が定める額とする。

四　前条第一号又は第二号に掲げる者の事故が、同条第一号の事業主の故意若しくは重大な過失によつて生じたものであるとき、又は保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

前条第一号の事業主は、前項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して保険給付を受けることができる者としないこととすることができる。

政府は、前条第一号の事業主がこの法律又はこれに基づく労働省令の規定に違反したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

前条第一号及び第二号に掲げる者の保険給付を受ける権利は、第二項の規定による承認又は前項の規定による第一項の承認の取消しによつて変更されない。これらの者が同条第一号及び第二号に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

第三十四条の十三　第三十四条の十一第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第二章から第四章まで（第二十七条、第三十条の二及び第三十条の四を除く。及び前章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　当該団体は、第三条第二項の任意適用事業及びその事業主とみなす。

二　当該申請は、保険加入の申込みとみなし、また、当該承認は、保険加入の申込みに対する政府の承諾とみなす。

三　当該団体に係る第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者は、第一号の任意適用事業に使用される労働者とみなす。

四　当該団体の解散は、事業の廃止とみなす。

五　前条第一項第二号の規定は、第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者に係る保険給付の事由について準用する。この場合において同条第五号に掲げる者に関しては、前条第一項第二号中「業務上」とあるのは「当該作業により」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と読み替えるものとする。

六　第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者の給付基礎日額は、当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して労働大臣が定める額とする。

七　第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者の事故が、保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

八　当該団体についての保険料率は、第三十四条の十一第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業についての災害率その他の事情を考慮して労働大臣が定める。

第三十四条の十一　第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者として前項第三号の規定により労働者とみなされている者は、同一の種類の事業又は同一の種類の作業に関しては、他の団体に関し重ねて同号の規定により労働者とみなされることはない。

政府は、第一項の団体がこの法律又はこれに基づく労働省令の規定に違反したときは、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者に関して第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者の保険関係を消滅させることができる。

第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者の保険給付を受ける権利は、同条第三号又は第五号に掲げる者が第一項の団体から脱退することによつて変更されない。同条第三号から第五号までに掲げる者がこれらの規定に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

第三十四条の十四　この章に定めるもののほか、第三十四条の十一各号に掲げる者の業務災害に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四十六条中「使用する者」の下に「、労災保険事務組合又は第三十四条の十三第一項に規定する団体」を加える。

第四十七条中「労働者」の下に「（第三十四条の十二第一項第一号又は第三十四条の十三第一項第三号の規定により労働者とみなされる者を含む。）」を加える。

第四十八条中「場所」の下に「又は労災保険事務組合若しくは第三十四条の十三第一項に規定する団体の事務所」を加える。

第五十一条を削る。

第五十二条に後段として次のように加える。

六　第三十四条の十一第三号から第五号までに掲

第十二条の五　この法律に基づく保険給付を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第十二条の四　船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は労働者が行方不明となつた日から、当該船舶に乗つていた労働者で、その日から三箇月以内に死亡した者又は三箇月以内に行方不明となつたことについて政府が第十二条第三項の規定による認定をしたものの遺族に対し、この法律による保険給付を行う。

2　前項の場合において、死亡した者又は行方不明となつた者の死亡の当時その者と生計を同一にしていた遺族（遺族補償年金について第十二条第三項の規定による認定をしたものの遺族）は、当該船舶に乗つていた労働者の死亡の時期について、その者の死亡の時期が明らかでない場合には、その船舶が行方不明となつた日から三箇月以内に死亡したものと推定する。

3　前項の場合において、死亡した者又は行方不明となつた者の保険給付を請求していない者があるときは、当該船舶に乗つていた労働者の死亡の当時その者と生計を同一にしていた遺族（遺族補償年金について第十二条第三項の規定による認定をしたものの遺族）は、その者のために、当該保険給付を請求することができる。

4　未支給の保険給付は、これを受ける遺族の順位（遺族補償年金について第十二条第三項の規定による認定をしたものの遺族にあつては、その認定のあつた時における順位）による。

5　政府は、第一項の療養の給付をすることができる。

第十三条　療養補償給付は、療養の給付とする。

2　前項の「療養の給付」には、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を含むものとする。

3　療養又は第一項の「療養の給付」に関し、一項を加えることができる。

4　政府は、第一項の療養の給付をすることが困難な場合その他労働者の請求があつた場合には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができる。

第十四条　削除

第十五条　削除

第十六条　削除

第十七条　削除

第十八条　削除

第十九条　削除

第二十条　削除

第二十一条　削除

第二十二条　削除

第二十三条　削除

第二十四条　削除

第二十五条　削除

第二十六条　削除

第二十七条　削除

第二十八条　削除

第二十九条　削除

第三十条　削除

第三十一条　削除

第三十二条　削除

第三十三条　削除

第三十四条　削除

第三十五条　削除

第三十六条　削除

第三十七条　削除

第三十八条　削除

第三十九条　削除

第四十条　削除

第四十一条　削除

第四十二条　削除

第四十三条　削除

第四十四条　削除

第四十五条　削除

第四十六条　削除

第四十七条　削除

第四十八条　削除

第四十九条　削除

第五十条　削除

第五十一条　削除

第五十二条　削除

第五十三条　削除

第五十四条　削除

第五十五条　削除

第五十六条　削除

第五十七条　削除

第五十八条　削除

第五十九条　削除

第六十条　削除

第六十一条　削除

第六十二条　削除

第六十三条　削除

第六十四条　削除

第六十五条　削除

第六十六条　削除

第六十七条　削除

第六十八条　削除

第六十九条　削除

第七十条　削除

第七十一条　削除

第七十二条　削除

第七十三条　削除

第七十四条　削除

第七十五条　削除

第七十六条　削除

第七十七条　削除

第七十八条　削除

第七十九条　削除

第八十条　削除

第八十一条　削除

第八十二条　削除

第八十三条　削除

第八十四条　削除

第八十五条　削除

第八十六条　削除

第八十七条　削除

第八十八条　削除

第八十九条　削除

第九十条　削除

第九十一条　削除

第九十二条　削除

第九十三条　削除

第九十四条　削除

第九十五条　削除

第九十六条　削除

第九十七条　削除

第九十八条　削除

第九十九条　削除

第百条　削除

第百一条　削除

第百二条　削除

第百三条　削除

第百四条　削除

第百五条　削除

第百六条　削除

第百七条　削除

第百八条　削除

第百九条　削除

第百十条　削除

第百十一条　削除

第百十二条　削除

第百十三条　削除

第百十四条　削除

第百十五条　削除

第百十六条　削除

第百十七条　削除

第百十八条　削除

第百十九条　削除

第百二十条　削除

第百二十一条　削除

第百二十二条　削除

第百二十三条　削除

第百二十四条　削除

第百二十五条　削除

第百二十六条　削除

第百二十七条　削除

第百二十八条　削除

第百二十九条　削除

第百三十条　削除

第百三十一条　削除

第百三十二条　削除

第百三十三条　削除

第百三十四条　削除

第百三十五条　削除

第百三十六条　削除

第百三十七条　削除

第百三十八条　削除

第百三十九条　削除

第百四十条　削除

第百四十一条　削除

第百四十二条　削除

第百四十三条　削除

第百四十四条　削除

第百四十五条　削除

第百四十六条　削除

第百四十七条　削除

第百四十八条　削除

第百四十九条　削除

第百五十条　削除

第百五十一条　削除

第百五十二条　削除

第百五十三条　削除

第百五十四条　削除

第百五十五条　削除

第百五十六条　削除

第百五十七条　削除

第百五十八条　削除

第百五十九条　削除

第百六十条　削除

第百六十一条　削除

第百六十二条　削除

第百六十三条　削除

第百六十四条　削除

第百六十五条　削除

第百六十六条　削除

第百六十七条　削除

第百六十八条　削除

第百六十九条　削除

第百七十条　削除

第百七十一条　削除

第百七十二条　削除

第百七十三条　削除

第百七十四条　削除

第百七十五条　削除

第百七十六条　削除

第百七十七条　削除

第百七十八条　削除

第百七十九条　削除

第百八十条　削除

第百八十一条　削除

第百八十二条　削除

第百八十三条　削除

第百八十四条　削除

第百八十五条　削除

第百八十六条　削除

第百八十七条　削除

第百八十八条　削除

第百八十九条　削除

第百九十条　削除

第百九十一条　削除

第百九十二条　削除

第百九十三条　削除

第百九十四条　削除

第百九十五条　削除

第百九十六条　削除

第百九十七条　削除

第百九十八条　削除

第百九十九条　削除

第二百条　削除

第二百一条　削除

第二百二条　削除

第二百三条　削除

第二百四条　削除

第二百五条　削除

第二百六条　削除

第二百七条　削除

第二百八条　削除

第二百九条　削除

第二百十条　削除

第二百十一条　削除

第二百十二条　削除

第二百十三条　削除

第二百十四条　削除

第二百十五条　削除

第二百十六条　削除

第二百十七条　削除

第二百十八条　削除

第二百十九条　削除

第二百二十条　削除

第二百二十一条　削除

第二百二十二条　削除

第二百二十三条　削除

第二百二十四条　削除

第二百二十五条　削除

第二百二十六条　削除

第二百二十七条　削除

第二百二十八条　削除

第二百二十九条　削除

第二百三十条　削除

第二百三十一条　削除

第二百三十二条　削除

第二百三十三条　削除

第二百三十四条　削除

第二百三十五条　削除

第二百三十六条　削除

第二百三十七条　削除

第二百三十八条　削除

第二百三十九条　削除

第二百四十条　削除

第二百四十一条　削除

第二百四十二条　削除

第二百四十三条　削除

第二百四十四条　削除

第二百四十五条　削除

第二百四十六条　削除

第二百四十七条　削除

第二百四十八条　削除

第二百四十九条　削除

第二百五十条　削除

第二百五十一条　削除

第二百五十二条　削除

第二百五十三条　削除

第二百五十四条　削除

第二百五十五条　削除

第二百五十六条　削除

第二百五十七条　削除

第二百五十八条　削除

第二百五十九条　削除

第二百六十条　削除

第二百六十一条　削除

第二百六十二条　削除

第二百六十三条　削除

第二百六十四条　削除

第二百六十五条　削除

第二百六十六条　削除

第二百六十七条　削除

第二百六十八条　削除

第二百六十九条　削除

第二百七十条　削除

第二百七十一条　削除

第二百七十二条　削除

第二百七十三条　削除

第二百七十四条　削除

第二百七十五条　削除

第二百七十六条　削除

第二百七十七条　削除

第二百七十八条　削除

第二百七十九条　削除

第二百八十条　削除

第二百八十一条　削除

第二百八十二条　削除

第二百八十三条　削除

第二百八十四条　削除

第二百八十五条　削除

第二百八十六条　削除

第二百八十七条　削除

第二百八十八条　削除

第二百八十九条　削除

第二百九十条　削除

第二百九十一条　削除

第二百九十二条　削除

第二百九十三条　削除

第二百九十四条　削除

第二百九十五条　削除

第二百九十六条　削除

第二百九十七条　削除

第二百九十八条　削除

第二百九十九条　削除

第三百条　削除

第三百一条　削除

第三百二条　削除

第三百三条　削除

第三百四条　削除

第三百五条　削除

第三百六条　削除

第三百七条　削除

第三百八条　削除

第三百九条　削除

第三百十条　削除

第三百十一条　削除

第三百十二条　削除

第三百十三条　削除

第三百十四条　削除

第三百十五条　削除

第三百十六条　削除

第三百十七条　削除

第三百十八条　削除

第三百十九条　削除

第三百二十条　削除

第三百二十一条　削除

第三百二十二条　削除

第三百二十三条　削除

第三百二十四条　削除

第三百二十五条　削除

第三百二十六条　削除

第三百二十七条　削除

第三百二十八条　削除

第三百二十九条　削除

第三百三十条　削除

第三百三十一条　削除

第三百三十二条　削除

第三百三十三条　削除

第三百三十四条　削除

第三百三十五条　削除

第三百三十六条　削除

第三百三十七条　削除

第三百三十八条　削除

第三百三十九条　削除

第三百四十条　削除

第三百四十一条　削除

第三百四十二条　削除

第三百四十三条　削除

第三百四十四条　削除

第三百四十五条　削除

第三百四十六条　削除

第三百四十七条　削除

第三百四十八条　削除

第三百四十九条　削除

第三百五十条　削除

第三百五十一条　削除

第三百五十二条　削除

第三百五十三条　削除

第三百五十四条　削除

第三百五十五条　削除

第三百五十六条　削除

第三百五十七条　削除

第三百五十八条　削除

第三百五十九条　削除

第三百六十条　削除

第三百六十一条　削除

第三百六十二条　削除

第三百六十三条　削除

第三百六十四条　削除

第三百六十五条　削除

第三百六十六条　削除

第三百六十七条　削除

第三百六十八条　削除

第三百六十九条　削除

第三百七十条　削除

第三百七十一条　削除

第三百七十二条　削除

第三百七十三条　削除

第三百七十四条　削除

第三百七十五条　削除

第三百七十六条　削除

第三百七十七条　削除

第三百七十八条　削除

第三百七十九条　削除

第三百八十条　削除

第三百八十一条　削除

第三百八十二条　削除

第三百八十三条　削除

第三百八十四条　削除

第三百八十五条　削除

第三百八十六条　削除

第三百八十七条　削除

第三百八十八条　削除

第三百八十九条　削除

第三百九十条　削除

第三百九十一条　削除

第三百九十二条　削除

第三百九十三条　削除

第三百九十四条　削除

第三百九十五条　削除

第三百九十六条　削除

第三百九十七条　削除

第三百九十八条　削除

第三百九十九条　削除

第四百条　削除

第四百一条　削除

第四百二条　削除

第四百三条　削除

第四百四条　削除

第四百五条　削除

第四百六条　削除

第四百七条　削除

第四百八条　削除

第四百九条　削除

第四百十条　削除

第四百十一条　削除

第四百十二条　削除

第四百十三条　削除

第四百十四条　削除

第四百十五条　削除

第四百十六条　削除

第四百十七条　削除

第四百十八条　削除

第四百十九条　削除

第四百二十条　削除

第四百二十一条　削除

第四百二十二条　削除

第四百二十三条　削除

第四百二十四条　削除

第四百二十五条　削除

第四百二十六条　削除

第四百二十七条　削除

第四百二十八条　削除

第四百二十九条　削除

第四百三十条　削除

第四百三十一条　削除

第四百三十二条　削除

第四百三十三条　削除

第四百三十四条　削除

第四百三十五条　削除

第四百三十六条　削除

第四百三十七条　削除

第四百三十八条　削除

第四百三十九条　削除

第四百四十条　削除

第四百四十一条　削除

第四百四十二条　削除

第四百四十三条　削除

第四百四十四条　削除

第四百四十五条　削除

第四百四十六条　削除

第四百四十七条　削除

第四百四十八条　削除

第四百四十九条　削除

第四百五十条　削除

第四百五十一条　削除

第四百五十二条　削除

第四百五十三条　削除

第四百五十四条　削除

第四百五十五条　削除

第四百五十六条　削除

第四百五十七条　削除

第四百五十八条　削除

第四百五十九条　削除

第四百六十条　削除

第四百六十一条　削除

第四百六十二条　削除

第四百六十三条　削除

第四百六十四条　削除

第四百六十五条　削除

第四百六十六条　削除

第四百六十七条　削除

第四百六十八条　削除

第四百六十九条　削除

第四百七十条　削除

第四百七十一条　削除

第四百七十二条　削除

第四百七十三条　削除

第四百七十四条　削除

第四百七十五条　削除

第四百七十六条　削除

第四百七十七条　削除

第四百七十八条　削除

第四百七十九条　削除

第四百八十条　削除

第四百八十一条　削除

第四百八十二条　削除

第四百八十三条　削除

第四百八十四条　削除

第四百八十五条　削除

第四百八十六条　削除

第四百八十七条　削除

第四百八十八条　削除

第四百八十九条　削除

第四百九十条　削除

第四百九十一条　削除

第四百九十二条　削除

第四百九十三条　削除

第四百九十四条　削除

第四百九十五条　削除

第四百九十六条　削除

第四百九十七条　削除

第四百九十八条　削除

第四百九十九条　削除

第五百条　削除

第五百一条　削除

第五百二条　削除

第五百三条　削除

第五百四条　削除

第五百五条　削除

第五百六条　削除

第五百七条　削除

第五百八条　削除

第五百九条　削除

第五百十条　削除

第五百十一条　削除

第五百十二条　削除

第五百十三条　削除

第五百十四条　削除

第五百十五条　削除

第五百十六条　削除

第五百十七条　削除

第五百十八条　削除

第五百十九条　削除

第五百二十条　削除

第五百二十一条　削除

第五百二十二条　削除

第五百二十三条　削除

第五百二十四条　削除

第五百二十五条　削除

第五百二十六条　削除

第五百二十七条　削除

第五百二十八条　削除

第五百二十九条　削除

第五百三十条　削除

第五百三十一条　削除

第五百三十二条　削除

第五百三十三条　削除

第五百三十四条　削除

第五百三十五条　削除

第五百三十六条　削除

第五百三十七条　削除

第五百三十八条　削除

第五百三十九条　削除

第五百四十条　削除

第五百四十一条　削除

第五百四十二条　削除

第五百四十三条　削除

第五百四十四条　削除

第五百四十五条　削除

第五百四十六条　削除

第五百四十七条　削除

第五百四十八条　削除

第五百四十九条　削除

第五百五十条　削除

第五百五十一条　削除

第五百五十二条　削除

第五百五十三条　削除

第五百五十四条　削除

第五百五十五条　削除

第五百五十六条　削除

第五百五十七条　削除

第五百五十八条　削除

第五百五十九条　削除

第五百六十条　削除

第五百六十一条　削除

第五百六十二条　削除

第五百六十三条　削除

第五百六十四条　削除

第五百六十五条　削除

第五百六十六条　削除

第五百六十七条　削除

第五百六十八条　削除

第五百六十九条　削除

第五百七十条　削除

第五百七十一条　削除

第五百七十二条　削除

第五百七十三条　削除

第五百七十四条　削除

第五百七十五条　削除

第五百七十六条　削除

第五百七十七条　削除

第五百七十八条　削除

第五百七十九条　削除

第五百八十条　削除

第五百八十一条　削除

第五百八十二条　削除

第五百八十三条　削除

第五百八十四条　削除

第五百八十五条　削除

第五百八十六条　削除

第五百八十七条　削除

第五百八十八条　削除

第五百八十九条　削除

第五百九十条　削除

第五百九十一条　削除

第五百九十二条　削除

第五百九十三条　削除

第五百九十四条　削除

第五百九十五条　削除

第五百九十六条　削除

第五百九十七条　削除

第五百九十八条　削除

第五百九十九条　削除

第六百条　削除

第六百一条　削除

第六百二条　削除

第六百三条　削除

第六百四条　削除

第六百五条　削除

第六百六条　削除

第六百七条　削除

第六百八条　削除

第六百九条　削除

第六百十条　削除

第六百十一条　削除

第六百十二条　削除

第六百十三条　削除

第六百十四条　削除

第六百十五条　削除

第六百十六条　削除

第六百十七条　削除

第六百十八条　削除

第六百十九条　削除

第六百二十条　削除

第六百二十一条　削除

第六百二十二条　削除

第六百二十三条　削除

第六百二十四条　削除

第六百二十五条　削除

第六百二十六条　削除

第六百二十七条　削除

第六百二十八条　削除

第六百二十九条　削除

第六百三十条　削除

第六百三十一条　削除

第六百三十二条　削除

第六百三十三条　削除

第六百三十四条　削除

第六百三十五条　削除

第六百三十六条　削除

第六百三十七条　削除

第六百三十八条　削除

第六百三十九条　削除

第六百四十条　削除

第六百四十一条　削除

第六百四十二条　削除

第六百四十三条　削除

第六百四十四条　削除

第六百四十五条　削除

第六百四十六条　削除

第六百四十七条　削除

第六百四十八条　削除

第六百四十九条　削除

第六百五十条　削除

第六百五十一条　削除

第六百五十二条　削除

第六百五十三条　削除

第六百五十四条　削除

第六百五十五条　削除

第六百五十六条　削除

第六百五十七条　削除

第六百五十八条　削除

第六百五十九条　削除

第六百六十条　削除

第六百六十一条　削除

第六百六十二条　削除

第六百六十三条　削除

第六百六十四条　削除

第六百六十五条　削除

第六百六十六条　削除

第六百六十七条　削除

第六百六十八条　削除

第六百六十九条　削除

第六百七十条　削除

第六百七十一条　削除

第六百七十二条　削除

第六百七十三条　削除

第六百七十四条　削除

第六百七十五条　削除

第六百七十六条　削除

第六百七十七条　削除

第六百七十八条　削除

第六百七十九条　削除

第六百八十条　削除

第六百八十一条　削除

第六百八十二条　削除

第六百八十三条　削除

第六百八十四条　削除

第六百八十五条　削除

第六百八十六条　削除

第六百八十七条　削除

第六百八十八条　削除

第六百八十九条　削除

第六百九十条　削除

第六百九十一条　削除

第六百九十二条　削除

第六百九十三条　削除

第六百九十四条　削除

第六百九十五条　削除

第六百九十六条　削除

第六百九十七条　削除

第六百九十八条　削除

第六百九十九条　削除

第七百条　削除

第七百一条　削除

第七百二条　削除

第七百三条　削除

第七百四条　削除

第七百五条　削除

第七百六条　削除

第七百七条　削除

第七百八条　削除

第七百九条　削除

第七百十条　削除

第七百十一条　削除

第七百十二条　削除

第七百十三条　削除

第七百十四条　削除

第七百十五条　削除

第七百十六条　削除

第七百十七条　削除

第七百十八条　削除

第七百十九条　削除

第七百二十条　削除

第七百二十一条　削除

第七百二十二条　削除

第七百二十三条　削除

第七百二十四条　削除

第七百二十五条　削除

第七百二十六条　削除

第七百二十七条　削除

第七百二十八条　削除

第七百二十九条　削除

第七百三十条　削除

第七百三十一条　削除

第七百三十二条　削除

第七百三十三条　削除

第七百三十四条　削除

第七百三十五条　削除

第七百三十六条　削除

第七百三十七条　削除

第七百三十八条　削除

第七百三十九条　削除

第七百四十条　削除

第七百四十一条　削除

第七百四十二条　削除

第七百四十三条　削除

第七百四十四条　削除

第七百四十五条　削除

第七百四十六条　削除

第七百四十七条　削除

第七百四十八条　削除

第七百四十九条　削除

第七百五十条　削除

第七百五十一条　削除

第七百五十二条　削除

第七百五十三条　削除

第七百五十四条　削除

第七百五十五条　削除

第七百五十六条　削除

第七百五十七条　削除

第七百五十八条　削除

第七百五十九条　削除

第七百六十条　削除

第七百六十一条　削除

第七百六十二条　削除

第七百六十三条　削除

第七百六十四条　削除

第七百六十五条　削除

第七百六十六条　削除

第七百六十七条　削除

第七百六十八条　削除

第七百六十九条　削除

第七百七十条　削除

第七百七十一条　削除

第七百七十二条　削除

第七百七十三条　削除

第七百七十四条　削除

第七百七十五条　削除

第七百七十六条　削除

第七百七十七条　削除

第七百七十八条　削除

第七百七十九条　削除

第七百八十条　削除

第七百八十一条　削除

第七百八十二条　削除

第七百八十三条　削除

第七百八十四条　削除

第七百八十五条　削除

第七百八十六条　削除

第七百八十七条　削除

第七百八十八条　削除

第七百八十九条　削除

第七百九十条　削除

第七百九十一条　削除

第七百九十二条　削除

第七百九十三条　削除

第七百九十四条　削除

第七百九十五条　削除

第七百九十六条　削除

第七百九十七条　削除

第七百九十八条　削除

第七百九十九条　削除

第八百条　削除

第八百一条　削除

第八百二条　削除

第八百三条　削除

第八百四条　削除

第八百五条　削除

第八百六条　削除

第八百七条　削除

第八百八条　削除

第八百九条　削除

第八百十条　削除

第八百十一条　削除

第八百十二条　削除

第八百十三条　削除

第八百十四条　削除

第八百十五条　削除

第八百十六条　削除

第八百十七条　削除

第八百十八条　削除

第八百十九条　削除

第八百二十条　削除

第八百二十一条　削除

第八百二十二条　削除

第八百二十三条　削除

第八百二十四条　削除

第八百二十五条　削除

第八百二十六条　削除

第八百二十七条　削除

第八百二十八条　削除

第八百二十九条　削除

第八百三十条　削除

第八百三十一条　削除

第八百三十二条　削除

第八百三十三条　削除

第八百三十四条　削除

第八百三十五条　削除

第八百三十六条　削除

第八百三十七条　削除

第八百三十八条　削除

第八百三十九条　削除

第八百四十条　削除

第八百四十一条　削除

第八百四十二条　削除

第八百四十三条　削除

第八百四十四条　削除

第八百四十五条　削除

第八百四十六条　削除

第八百四十七条　削除

第八百四十八条　削除

第八百四十九条　削除

第八百五十条　削除

第八百五十一条　削除

第八百五十二条　削除

第八百五十三条　削除

第八百五十四条　削除

第八百五十五条　削除

第八百五十六条　削除

第八百五十七条　削除

第八百五十八条　削除

第八百五十九条　削除

第八百六十条　削除

第八百六十一条　削除

第八百六十二条　削除

第八百六十三条　削除

第八百六十四条　削除

第八百六十五条　削除

第八百六十六条　削除

第八百六十七条　削除

第八百六十八条　削除

第八百六十九条　削除

第八百七十条　削除

第八百七十一条　削除

第八百七十二条　削除

第八百七十三条　削除

第八百七十四条　削除

第八百七十五条　削除

第八百七十六条　削除

第八百七十七条　削除

第八百七十八条　削除

第八百七十九条　削除

第八百八十条　削除

第八百八十一条　削除

第八百八十二条　削除

第八百八十三条　削除

第八百八十四条　削除

第八百八十五条　削除

第八百八十六条　削除

第八百八十七条　削除

第八百八十八条　削除

第八百八十九条　削除

第八百九十条　削除

第八百九十一条　削除

第八百九十二条　削除

第八百九十三条　削除

第八百九十四条　削除

第八百九十五条　削除

第八百九十六条　削除

第八百九十七条　削除

第八百九十八条　削除

第八百九十九条　削除

第九百条　削除

第九百一条　削除

第九百二条　削除

第九百三条　削除

第九百四条　削除

第九百五条　削除

第九百六条　削除

第九百七条　削除

第九百八条　削除

第九百九条　削除

第九百十条　削除

第九百十一条　削除

第九百十二条　削除

第九百十三条　削除

第九百十四条　削除

第九百十五条　削除

第九百十六条　削除

第九百十七条　削除

第九百十八条　削除

第九百十九条　削除

第九百二十条　削除

第九百二十一条　削除

第九百二十二条　削除

第九百二十三条　削除

第九百二十四条　削除

第九百二十五条　削除

第九百二十六条　削除

第九百二十七条　削除

第九百二十八条　削除

第九百二十九条　削除

第九百三十条　削除

第九百三十一条　削除

第九百三十二条　削除

第九百三十三条　削除

第九百三十四条　削除

第九百三十五条　削除

第九百三十六条　削除

第九百三十七条　削除

第九百三十八条　削除

第九百三十九条　削除

第九百四十条　削除

第九百四十一条　削除

第九百四十二条　削除

第九百四十三条　削除

第九百四十四条　削除

第九百四十五条　削除

第九百四十六条　削除

第九百四十七条　削除

第九百四十八条　削除

第九百四十九条　削除

第九百五十条　削除

第九百五十一条　削除

第九百五十二条　削除

第九百五十三条　削除

第九百五十四条　削除

第九百五十五条　削除

第九百五十六条　削除

第九百五十七条　削除

第九百五十八条　削除

第九百五十九条　削除

第九百六十条　削除

第九百六十一条　削除

第九百六十二条　削除

第九百六十三条　削除

第九百六十四条　削除

第九百六十五条　削除

第九百六十六条　削除

第九百六十七条　削除

第九百六十八条　削除

第九百六十九条　削除

第九百七十条　削除

第九百七十一条　削除

第九百七十二条　削除

第九百七十三条　削除

第九百七十四条　削除

第九百七十五条　削除

第九百七十六条　削除

第九百七十七条　削除

第九百七十八条　削除

第九百七十九条　削除

第九百八十条　削除

第九百八十一条　削除

第九百八十二条　削除

第九百八十三条　削除

第九百八十四条　削除

第九百八十五条　削除

第九百八十六条　削除

第九百八十七条　削除

第九百八十八条　削除

第九百八十九条　削除

第九百九十条　削除

第九百九十一条　削除

第九百九十二条　削除

第九百九十三条　削除

第九百九十四条　削除

第九百九十五条　削除

第九百九十六条　削除

第九百九十七条　削除

第九百九十八条　削除

第九百九十九条　削除

第千条　削除

第千一条　削除

第千二条　削除

第千三条　削除

第千四条　削除

第千五条　削除

第千六条　削除

第千七条　削除

第千八条　削除

第千九条　削除

第千十条　削除

第千十一条　削除

第千十二条　削除

第千十三条　削除

第千十四条　削除

第千十五条　削除

第千十六条　削除

第千十七条　削除

第千十八条　削除

第千十九条　削除

第千二十条　削除

第千二十一条　削除

第千二十二条　削除

第千二十三条　削除

第千二十四条　削除

第千二十五条　削除

第千二十六条　削除

第千二十七条　削除

第千二十八条　削除

第千二十九条　削除

第千三十条　削除

第千三十一条　削除

第千三十二条　削除

第千三十三条　削除

第千三十四条　削除

第千三十五条　削除

第千三十六条　削除

第千三十七条　削除

第千三十八条　削除

第千三十九条　削除

第千四十条　削除

第千四十一条　削除

第千四十二条　削除

第千四十三条　削除

第千四十四条　削除

第千四十五条　削除

第千四十六条　削除

第千四十七条　削除

第千四十八条　削除

第千四十九条　削除

第千五十条　削除

第千五十一条　削除

第千五十二条　削除

第千五十三条　削除

第千五十四条　削除

第千五十五条　削除

第千五十六条　削除

第千五十七条　削除

第千五十八条　削除

第千五十九条　削除

第千六十条　削除

第千六十一条　削除

第千六十二条　削除

第千六十三条　削除

第千六十四条　削除

第千六十五条　削除

第千六十六条　削除

第千六十七条　削除

第千六十八条　削除

第千六十九条　削除

第千七十条　削除

第千七十一条　削除

第千七十二条　削除

第千七十三条　削除

第千七十四条　削除

第千七十五条　削除

第千七十六条　削除

第千七十七条　削除

第千七十八条　削除

第千七十九条　削除

第千八十条　削除

第千八十一条　削除

第千八十二条　削除

第千八十三条　削除

第千八十四条　削除

第千八十五条　削除

第千八十六条　削除

第千八十七条　削除

第千八十八条　削除

第千八十九条　削除

第千九十条　削除

第千九十一条　削除

第千九十二条　削除

第千九十三条　削除

第千九十四条　削除

第千九十五条　削除

第千九十六条　削除

第千九十七条　削除

第千九十八条　削除

第千九十九条　削除

第千百条　削除

第千百一条　削除

第千百二条　削除

第千百三条　削除

第千百四条　削除

第千百五条　削除

第千百六条　削除

第千百七条　削除

第千百八条　削除

第千百九条　削除

第千百十条　削除

第千百十一条　削除

第千百十二条　削除

第千百十三条　削除

第千百十四条　削除

第千百十五条　削除

第千百十六条　削除

第千百十七条　削除

第千百十八条　削除

第千百十九条　削除

第千百二十条　削除

第千百二十一条　削除

第千百二十二条　削除

第千百二十三条　削除

第千百二十四条　削除

第千百二十五条　削除

第千百二十六条　削除

第千百二十七条　削除

第千百二十八条　削除

第千百二十九条　削除

第千百三十条　削除

第千百三十一条　削除

第千百三十二条　削除

第千百三十三条　削除

第千百三十四条　削除

第千百三十五条　削除

第千百三十六条　削除

第千百三十七条　削除

第千百三十八条　削除

第千百三十九条　削除

第千百四十条　削除

第千百四十一条　削除

第千百四十二条　削除

第千百四十三条　削除

第千百四十四条　削除

第千百四十五条　削除

第千百四十六条　削除

第千百四十七条　削除

第千百四十八条　削除

第千百四十九条　削除

第千百五十条　削除

第千百五十一条　削除

第千百五十二条　削除

第千百五十三条　削除

第千百五十四条　削除

第千百五十五条　削除

第千百五十六条　削除

第千百五十七条　削除

第千百五十八条　削除

第千百五十九条　削除

第千百六十条　削除

第千百六十一条　削除

第千百六十二条　削除

第千百六十三条　削除

第千百六十四条　削除

第千百六十五条　削除

第千百六十六条　削除

第千百六十七条　削除

第千百六十八条　削除

第千百六十九条　削除

第千百七十条　削除

第千百七十一条　削除

第千百七十二条　削除

第千百七十三条　削除

第千百七十四条　削除

第千百七十五条　削除

第千百七十六条　削除

第千百七十七条　削除

第千百七十八条　削除

第千百七十九条　削除

第千百八十条　削除

第千百八十一条　削除

第千百八十二条　削除

第千百八十三条　削除

第千百八十四条　削除

第千百八十五条　削除

第千百八十六条　削除

第千百八十七条　削除

第千百八十八条　削除

第千百八十九条　削除

第千百九十条　削除

第千百九十一条　削除

第千百九十二条　削除

第千百九十三条　削除

第千百九十四条　削除

第千百九十五条　削除

第千百九十六条　削除

第千百九十七条　削除

第千百九十八条　削除

第千百九十九条　削除

第千二百条　削除

第千二百一条　削除

第千二百二条　削除

第千二百三条　削除

第千二百四条　削除

第千二百五条　削除

第千二百六条　削除

第千二百七条　削除

第千二百八条　削除

第千二百九条　削除

第千二百十条　削除

第千二百十一条　削除

第千二百十二条　削除

第千二百十三条　削除

第千二百十四条　削除

第千二百十五条　削除

第千二百十六条　削除

第千二百十七条　削除

第千二百十八条　削除

第千二百十九条　削除

第千二百二十条　削除

第千二百二十一条　削除

第千二百二十二条　削除

第千二百二十三条　削除

第千二百二十四条　削除

第千二百二十五条　削除

第千二百二十六条　削除

第千二百二十七条　削除

第千二百二十八条　削除

第千二百二十九条　削除

第千二百三十条　削除

第千二百三十一条　削除

第千二百三十二条　削除

第千二百三十三条　削除

第千二百三十四条　削除

第千二百三十五条　削除

第千二百三十六条　削除

第千二百三十七条　削除

第千二百三十八条　削除

第千二百三十九条　削除

第千二百四十条　削除

第千二百四十一条　削除

第千二百四十二条　削除

第千二百四十三条　削除

第千二百四十四条　削除

第千二百四十五条　削除

第千二百四十六条　削除

第千二百四十七条　削除

第千二百四十八条　削除

第千二百四十九条　削除

第千二百五十条　削除

第千二百五十一条　削除

第千二百五十二条　削除

第千二百五十三条　削除

第千二百五十四条　削除

第千二百五十五条　削除

第千二百五十六条　削除

第千二百五十七条　削除

第千二百五十八条　削除

第千二百五十九条　削除

第千二百六十条　削除

第千二百六十一条　削除

第千二百六十二条　削除

第千二百六十三条　削除

第千二百六十四条　削除

第千二百六十五条　削除

第千二百六十六条　削除

第千二百六十七条　削除

第千二百六十八条　削除

第千二百六十九条　削除

第千二百七十条　削除

第千二百七十一条　削除

第千二百七十二条　削除

第千二百七十三条　削除

第千二百七十四条　削除

第千二百七十五条　削除

第千二百七十六条　削除

第千二百七十七条　削除

第千二百七十八条　削除

第千二百七十九条　削除

第千二百八十条　削除

第千二百八十一条　削除

第千二百八十二条　削除

第千二百八十三条　削除

第千二百八十四条　削除

第千二百八十五条　削除

第千二百八十六条　削除

第千二百八十七条　削除

第千二百八十八条　削除

第千二百八十九条　削除

第千二百九十条　削除

第千二百九十一条　削除

第千二百九十二条　削除

第千二百九十三条　削除

第千二百九十四条　削除

第千二百九十五条　削除

第千二百九十六条　削除

第千二百九十七条　削除

第千二百九十八条　削除

第千二百九十九条　削除

第千三百条　削除

第千三百一条　削除

第千三百二条　削除

第千三百三条　削除

第千三百四条　削除

第千三百五条　削除

第千三百六条　削除

第千三百七条　削除

第千三百八条　削除

第千三百九条　削除

第千三百十条　削除

第千三百十一条　削除

第千三百十二条　削除

第千三百十三条　削除

第千三百十四条　削除

第千三百十五条　削除

第千三百十六条　削除

第千三百十七条　削除

第千三百十八条　削除

第千三百十九条　削除

第千三百二十条　削除

第千三百二十一条　削除

第千三百二十二条　削除

第千三百二十三条　削除

第千三百二十四条　削除

第千三百二十五条　削除

第千三百二十六条　削除

第千三百二十七条　削除

第千三百二十八条　削除

第千三百二十九条　削除

第千三百三十条　削除

第千三百三十一条　削除

第千三百三十二条　削除

第千三百三十三条　削除

第千三百三十四条　削除

第千三百三十五条　削除

第千三百三十六条　削除

第千三百三十七条　削除

第千三百三十八条　削除

第千三百三十九条　削除

第千三百四十条　削除

第千三百四十一条　削除

第千三百四十二条　削除

第千三百四十三条　削除

第千三百四十四条　削除

第千三百四十五条　削除

第千三百四十六条　削除

第千三百四十七条　削除

第千三百四十八条　削除

第千三百四十九条　削除

第千三百五十条　削除

第千三百五十一条　削除

第千三百五十二条　削除

第千三百五十三条　削除

第千三百五十四条　削除

第千三百五十五条　削除

第千三百五十六条　削除

第千三百五十七条　削除

第千三百五十八条　削除

第千三百五十九条　削除

第千三百六十条　削除

第千三百六十一条　削除

第千三百六十二条　削除

第千三百六十三条　削除

第千三百六十四条　削除

第千三百六十五条　削除

第千三百六十六条　削除

第千三百六十七条　削除

第千三百六十八条　削除

第千三百六十九条　削除

第千三百七十条　削除

第千三百七十一条　削除

第千三百七十二条　削除

第千三百七十三条　削除

第千三百七十四条　削除

第千三百七十五条　削除

第千三百七十六条　削除

第千三百七十七条　削除

第千三百七十八条　削除

第千三百七十九条　削除

第千三百八十条　削除

第千三百八十一条　削除

第千三百八十二条　削除

第千三百八十三条　削除

第千三百八十四条　削除

第千三百八十五条　削除

第千三百八十六条　削除

第千三百八十七条　削除

第千三百八十八条　削除

第千三百八十九条　削除

第千三百九十条　削除

第千三百九十一条　削除

第千三百九十二条　削除

第千三百九十三条　削除

第千三百九十四条　削除

第千三百九十五条　削除

第千三百九十六条　削除

第千三百九十七条　削除

第千三百九十八条　削除

第千三百九十九条　削除

第千四百条　削除

第千四百一条　削除

第千四百二条　削除

第千四百三条　削除

第千四百四条　削除

第千四百五条　削除

第千四百六条　削除

第千四百七条　削除

第千四百八条　削除

第千四百九条　削除

第千四百十条　削除

第千四百十一条　削除

第千四百十二条　削除

第千四百十三条　削除

第千四百十四条　削除

第千四百十五条　削除

第千四百十六条　削除

第千四百十七条　削除

第千四百十八条　削除

第千四百十九条　削除

第千四百二十条　削除

第千四百二十一条　削除

第千四百二十二条　削除

第千四百二十三条　削除

第千四百二十四条　削除

第千四百二十五条　削除

第千四百二十六条　削除

第千四百二十七条　削除

第千四百二十八条　削除

第千四百二十九条　削除

第千四百三十条　削除

第千四百三十一条　削除

第千四百三十二条　削除

第千四百三十三条　削除

第千四百三十四条　削除

第千四百三十五条　削除

第千四百三十六条　削除

第千四百三十七条　削除

第千四百三十八条　削除

第千四百三十九条　削除

第千四百四十条　削除

第千四百四十一条　削除

第千四百四十二条　削除

第千四百四十三条　削除

第千四百四十四条　削除

第千四百四十五条　削除

第千四百四十六条　削除

第千四百四十七条　削除

第千四百四十八条　削除

第千四百四十九条　削除

第千四百五十条　削除

第千四百五十一条　削除

第千四百五十二条　削除

第千四百五十三条　削除

第千四百五十四条　削除

第千四百五十五条　削除

第千四百五十六条　削除

第千四百五十七条　削除

第千四

第十四条　休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

政府は、労働基準法第七十六条第二項又は第三項に該当する事由がある場合には、これらの規定の例により、前項の額を改定する。

第十五条　障害補償給付は、労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とし、その額は、それぞれ、別表第一又は別表第二に規定する額とする。

第十五条の二　障害補償年金を受ける労働者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一又は別表第二中の他の障害等級に該当するに至つた場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償年金又は障害補償一時金を支給するものとし、その後は、従前の障害補償一時金は、支給しない。

第十六条　遺族補償給付は、遺族補償年金又は遺族補償一時金とする。

第十六条の二　遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二　子又は孫については、十八歳未満であること。

三　兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上であること。

四　前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、労働省令で定める廃疾の状態にあることその労働者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

第十六条の三　遺族補償年金の額は、別表第一に規定する額とする。

遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、別表第一に規定する額をその人数で除して得た額とする。

遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第十六条の四　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一　死亡したとき。

二　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出

をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四　離縁によつて、死亡した労働者との親族関係が終了したとき。

五　子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき（労働者の死亡の時から引き続き第十六条の二第一項第四号の労働省令で定める廃疾の状態にあるときを除く。）。

六　第十六条の二第一項第四項の労働省令で定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、労働者の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか又は労働者の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第十六条の五　遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

第十六条の三第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

第十六条の六　遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一　労働者の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二　遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

三　遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合において、当該労働者の死亡に関し支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第十六条の七　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一　配偶者

二　労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三　前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

第十六条の八　遺族補償一時金の額は、別表第二に規定する額とする。

第十六条の三第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

第十六条の九　労働者を故意に死亡させた者は、遺

族補償給付を受けることができる遺族としない。

労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

前項後段の場合には、第十六条の四第一項後段の規定を準用する。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条 葬祭料は、通常葬祭に要する費用を考慮して労働大臣が定める金額とする。

第十八条 長期傷病補償給付は、療養の給付及び療養を必要とする期間一年につき別表第一に規定する額の年金とする。

長期傷病補償給付を受ける者には、療養補償給付及び休業補償給付は、行なわない。

第十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の療養の給付について準用する。

第十九条の三第二項中「長期傷病者補償給付」に改め、同条第一項を削る。

第二十七条中「第一種障害補償費、傷病給付及び第一種障害補償給付」を「障害補償年金、遺族補償年金及び長期傷病補償給付」に改める。

第三十四条の二を次のように改める。

第三十四条の二 国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十四条の三第一項中「対しても」を「関しても」に、「第一種障害補償費の給付を行なうものとする」を「保険給付を行なうことができる」に改め、同条第二項中「療養補償給付」に、「長期傷病補償給付」に改める。

第三十四条の四を次のように改める。

第三十四条の四 政府は、前条第一項又は第二項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合には、労働省令で定める期間、当該保険加入者から、第二十四条に規定する保険料のほか、当該保険給付に要する費用を基礎として労働省令で定めるところにより算定した特別保険料を徴収する。

第三十四条の五中「第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償」を「保険給付」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第三十四条の六中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の四」に改める。

第四十二条第一項中「及び保険給付を受ける権利」を「並びに療養補償給付、休業補償給付及び葬祭料を受ける権利」に改め、「とき」の下に「、障害補償給付及び遺族補償給付を受ける権利は、五年を経過したとき」を加える。

第四十七条の二中「労働者」を「者（遺族補償年金の額の算定の基礎となる者を含む。）」に改める。

第四十九条中「医師その他診療を担当した者に対し、保険給付に係る労働者の診療」を「保険給付を受け、又は受けようとする者（遺族補償年金の額の算定の基礎となる者を含む。）の診療を担当した医師その他の者に対して、その行なつた診療」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

区分	額
一　障害等級第一級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二四〇日分
二　障害等級第二級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二二三日分
三　障害等級第三級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一八八日分
四　障害等級第四級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一六四日分
五　障害等級第五級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一四二日分
六　障害等級第六級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一二〇日分
七　障害等級第七級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一〇〇日分

一　同一の事由（障害補償年金及び遺族補償年金については、それぞれ、当該障害又は死亡をいい、長期傷病補償給付たる年金については、当該負傷又は疾病により廃疾の状態にあることをいう。以下同じ。）により、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害年金又は遺族年金が支給される場合にあつては、下欄の額から、当該障害年金又は遺族年金の支給額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額

二　同一の事由により、政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金に相当する給付が支給される場合にあつては、下欄の額から、当該給付の支給額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額

三　前二号の場合以外の場合にあつては、下欄の額

別表第二

区分	額
障害補償一時金	次に掲げる額の合計額
	一　給付基礎日額に三百六十五を乗じて得た額（以下「給付基礎年額」という。）の百分の二十五に相当する額
	二　遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき、給付基礎年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が給付基礎年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、給付基礎年額の百分の二十五に相当する額
遺族補償年金	給付基礎年額の百分の六十に相当する額
長期傷病補償給付たる年金	給付基礎年額の百分の六十に相当する額
遺族補償一時金	一　第十六条の六第一号の場合　給付基礎日額の四〇〇日分
	二　第十六条の六第二号の場合　給付基礎日額の四〇〇日分から第十六条の六第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額を控除した額

別表第三を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現に保険関係が成立している事業に関しては、同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下この条から附則第八条までにおいて「新法」という。）第三条の二の規定は、適用しない。

第三条　第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下この条から附則第八条までにおいて「旧法」という。）第六条の規定による保険関係が成立している事業（当該事業に関し保険加入者が旧法第二十八条第一項若しくは第二項の報告をし、又は政府が同条第三項の通知を発したものを除く。）の事業主は、昭和四十年八月五日までに、新法第六条第二項に規定する事項を政府に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第四条　第一条の規定の施行の際現に数次の請負によつて行なわれている事業の事業主については、なお旧法第二十八条の四の規定は、適用しない。

（労働基準法の一部改正）

第五条　労働基準法の一部を次のように改正する。

休業補償費であつて、第一条の規定の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　新法第十二条第一項第一号の規定は、第一条の規定の施行前に開始された療養に係る業務上の負傷又は疾病が同条の施行後になおつた場合における同条の規定の施行前の療養については、適用しない。

第七条　新法第十二条第一項第二号の規定は、第一条の規定の施行前の休業が七日以内であり、かつ、同一の事由により休業する者に係る同条の規定の施行後、同一の事由により休業する者についても、適用する。この場合において、休業が七日をこえるときは、その休業の最初の日から起算して第三日目までの日についても、休業補償費を支給する。

第八条　第一条の規定の施行前に生じた事故に係る保険給付については、旧法第十七条から第十九条の二までの規定は、なお効力を有する。

2　第一条の規定の施行前に生じた事故については、新法第三十条の四の規定は、適用しない。

（労働基準法の一部改正）

第九条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「事業」を「命令で定める事業」に改める。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　事業が数次の請負によつて行なわれる場合における災害補償であつて、昭和四十年七月三十一日以前に生じた事故に係るものについては、前条の規定による改正前の労働基準法第八十七条の規定の例による。

（労働福祉事業団法の一部改正）

第十一条　労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「職業再教育施設」を「リハビリテーション施設」に改める。

第二十八条第二号中「預金」の下に「若しくは金銭信託」を加える。

（強制適用事業の範囲の拡大）

第十二条　政府は、労働者災害補償保険の強制適用事業とされていないすべての事業を強制適用事業とするための効率的方策について、他の社会保険制度との関連をも考慮しつつ、二年以内に成果を得ることを目途として調査研究を行ない、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

（労災保険事務組合に対する報奨金）

第十三条　政府は、当分の間、政令で定めるところにより、第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第三十四条の七第一項の委託に基づき労災保険事務組合が納付すべき保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労災保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

第十四条　第三条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下この条から附則第十六条までにおいて「旧法」という。）の規定による第一種障害補償費、第二種障害補償費、遺族補償費、葬祭料、第三種障害補償費、遺族補償費、葬祭料、第傷病給付及び第一種障害給付又は第二種障害給付のうち第三条の規定の施行の日の前日までの間に係る分並びに旧法の規定による第二種障害補償費、遺族給付及び葬祭給付であつて、同条の規定の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十五条　第三条の規定の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償費若しくは第一種障害給付又は傷病給付及び第一種障害補償費若しくは第二種障害補償費若しくは第一種障害給付又は第二種障害給付を受けることができる者には、それぞれ、同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新法」という。）の規定による障害補償年金を支給し、又は長期傷病補償給付を行なう。この場合において、第一種傷病給付を受けることができる者に対して行なう長期傷病補償給付は、その者が同条の規定の施行後三十日以内に政府に申出をしたときは、新法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該負傷若しくは疾病がなおるまで又は当該負傷若しくは疾病について病院若しくは診療所への収容による療養を必要とするに至るまでの間、従前の例による額の年金のみとする。

2　前項に規定する者のうち労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号。以下「昭和三十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定により長期傷病者補償を受けることとなつたことにより第一種障害給付又は傷病給付を受けることができる者に係る新法の規定による保険給付については、同法の規定にかかわらず、昭和三十五年改正法附則第五条第二項の規定の例に従い労働省令で定めるところによる。

第十六条　新法第二十七条又は第三十条の二第一項第一号若しくは第二号に規定する保険給付の額に関しては、旧法の規定による第一種障害補償費及び第一種障害給付は、障害補償年金とみなし、同法の規定による傷病給付は、長期傷病補償給付とみなす。

（船員保険法の一部改正）

第十七条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「若ハ」を「又ハ」に改め、「又ハ労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号ノ規定ニ依ル障

き場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合」を「この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合」に改める。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　昭和四十二年二月一日前に生じた事由に係る労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定による災害補償については、前条の規定による同法第七十九条及び第八十四条第一項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

第二十一条　附則第八条第一項の規定によりなお効力を有することとされる第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十七条から第十九条の二までの規定により保険給付の全部又は一部が支給されない場合において使用者が行なうべき災害補償について、なお附則第十九条の規定による改正前の労働基準法第八十四条第一項の規定の例による。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二十五条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第五十四条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給」を削る。

第五十六条中「労働者災害補償保険法」の下に「（昭和二十二年法律第五十号）」を加え、「第十二条第一項第三号」を削り、「障害補償費の支給」を「障害補償給付」に改める。

第六十四条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費」を削る。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにより昭和四十一年十二月一日において現に前条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧法」という。）第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

（労働基準法の一部改正）

第二十七条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十九条中「又は労働者の死亡当時その収入によって生計を維持した者」を削る。

第八十四条第一項中「補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によってこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れる。」を「この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合」に改める。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　昭和四十一年二月一日前に生じた事由に係る労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定による災害補償については、前条の規定による同法第七十九条及び第八十四条第一項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

第二十九条　附則第八条第一項の規定によりなお効力を有することとされる第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十七条から第十九条の二までの規定により保険給付の全部又は一部が支給されない場合において使用者が行なうべき災害補償について、なお附則第十九条の規定による改正前の労働基準法第八十四条第一項の規定の例による。

災害補償費ノ支給」を削る。

第四十五条第二項中「労働者災害補償保険法」の下に「（昭和二十二年法律第五十号）」を加え、「第十二条第一項第三号」を削り、「障害補償費ノ支給」を「障害補償給付」に改める。

第五十条ノ七中「若ハ」を「又ハ」に改め、「又ハ労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号ノ規定ニ依ル遺族補償費ノ支給」を削る。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　障害年金の支給を受ける権利を有する者が第三条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧労働者災害補償保険法」という。）第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を有するに至つたことにより昭和四十一年十二月一日において現に前条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧法」という。）第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

（労働基準法の一部改正）

第二十九条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十九条中「又は労働者の死亡当時その収入によって生計を維持した者」を削る。

第八十四条第一項中「補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によってこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れる。」を「この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合」に改める。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　昭和四十一年二月一日前に生じた事由に係る労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定による災害補償については、前条の規定による同法第七十九条及び第八十四条第一項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

第三十一条　附則第八条第一項の規定によりなお効力を有することとされる第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十七条から第十九条の二までの規定により保険給付の全部又は一部が支給されない場合において使用者が行なうべき災害補償について、なお附則第十九条の規定による改正前の労働基準法第八十四条第一項の規定の例による。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三十二条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第五十四条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費」を削る。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を有するに至つたことにより昭和四十一年十二月一日において現に前条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧法」という。）第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

（労働基準法の一部改正）

第三十四条　旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年十二月一日において現に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下この条において「旧法」という。）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十六条の規定によりその一部の支給が停止されている職務による廃疾年金の支給については、私立学校教職員共済組合法第二十五条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年十二月一日において現に旧法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の規定によりその一部の支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2　前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3　障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を有するに至つたことにより昭和四十一年十二月一日において現に旧法第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

（労働基準法の一部改正）

第三十五条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十九条中「又は労働者の死亡当時その収入によって生計を維持した者」を削る。

第八十四条第一項中「補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によってこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れる。」を「この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合」に改める。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　昭和四十一年二月一日前に生じた事由に係る労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定による災害補償については、前条の規定による同法第七十九条及び第八十四条第一項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

第三十七条　附則第八条第一項の規定によりなお効力を有することとされる第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十七条から第十九条の二までの規定により保険給付の全部又は一部が支給されない場合において使用者が行なうべき災害補償について、なお附則第十九条の規定による改正前の労働基準法第八十四条第一項の規定の例による。

（失業保険法の一部改正）

第三十二条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第八項中「第十二条」を削り、「休業補償費」を「休業補償給付」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第三十三条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第八十一条第二項の項下欄中「第十二条第一項第二号の規定による療養補償費」を「の規定による療養補償給付」に改め、同表第八十六条の項中欄中「相当する補償」の下に「を支給する事由が生じた月の翌月から六年間」を加え、同項下欄中「又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費」を「が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改め、同表第九十二条の項中欄中「相当する補償」の下に「を支給する事由が生じた時から六年間」を加え、同項下欄中

ら六年間」を「が行なわれることとなつたときは六年間」労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改める。

第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「第十二条第一項第三号の規定による障害補償費」を「の規定による障害補償給付」に改める。

第四十九条の二中「又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償年金を支給する事由が生じたとき」を「が行なわれることとなつたとき」に、「その事由が生じた月の翌月から六年間」を「が行なわれることとなつたときは六年間」労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下この条において「旧法」という。）第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第六十八条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

3 昭和四十一年二月一日において現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して時則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第三十三条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「第十二条」を削り、「休業補償費」を「休業補償給付」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第三十四条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第六十八条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

3 昭和四十一年二月一日において現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して時則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第三十三条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「第十二条」を削り、「休業補償費」を「休業補償給付」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第三十四条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

「旧法」という。）第五十四条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行なわれるべきものであることにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第六十四条の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第五十四条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三十七条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「当該労働者」を「同法第四十七条の二に規定する者」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名）

第三十六条 労働大臣は、労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各四人を、失業保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各二人を、それぞれ、関係団体の推薦により指名するものとする。

第四十六条第一項第六号中「当該労働者」を「同法第四十七条の二に規定する者」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第三十八条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「第十二条第一項第二号若しくは第三項の規定による療養補償費若しくは療養の給付」を「の規定による療養補償給付」に改める。

第四十三条中「又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から

第六十五条第一項第一号中「公的年金給付」の下に「（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による年金たる給付を含む。）」を加える。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 障害年金の受給権者が旧労働者災害保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得し、又は障害福祉年金の受給権者が同号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧法」という。）第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行なわれるべきものであることにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第四十一条第一項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給が停止されている母子年金又は準母子年金の支給についても、同様とする。

2 障害年金（障害福祉年金を除く。）の受給権者が旧

第四十三条の規定によりその一部の支給が停止されている職務による障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第四十九条の二の規定によりその支給が停止されている職務による遺族年金の支給についても、同様とする。

（国民健康保険法の一部改正）

第三十条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「療養補償費」を「療養補償給付若しくは長期傷病補償給付」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第三十一条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第三十六条中「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償費」を削る。

第四十一条第一項中「、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償費」を削る。

十六　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付

第四条第二項第四号中「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費」を削る。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十六号の規定にかかわらず、昭和四十一年二月一日において現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金は、同法第四条第三項第三号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三十六条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付」を「の規定による療養補償給付」に改める。

第九十一条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費を支給する事由が生じた月の翌月から六年間」を「が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改める。

第九十七条中「若しくは」を「又は」に、「又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じた時から六年間」を「が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間」に改める。

第百四十二条第二項の表第八十六条第二項の項中欄中「第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付」を「の規定による療養補償給付」に改め、同表第九十一条の項中欄中「若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費」を「又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改め、同項下欄中「障害補償」の下に「が行なわれることとなつたときは六年間」を加え、同表第九十七条の項中欄中「若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償費」を「又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間」に改め、同項下欄中「遺族補償」の下に「が行なわれることとなつたときは六年間」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条において「旧法」という。）第九十一条の規定によりその一部の支給が停止されている公務による廃疾年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第九十七条の規定によりその一部の支給が停止されている公務による遺族年金の支給についても、同様とする。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正）

第三十八条　重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十七　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付

第四条第三項第四号中「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費」を削る。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　前条の規定による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法第三条第二項第十七号の規定にかかわらず、昭和四十一年二月一日において現に同法の規定による重度精神薄弱児扶養手当の支給を受けている者に対して附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金は、同法第四条第四項第三号の規定の適用については、その者が当該重度精神薄弱児を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

（支払期月に関する暫定措置）

第四十条　長期傷病補償給付たる年金の支払期月は、当分の間、新法第十二条の三第三項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところによる。

（年金たる保険給付の額の改定に関する暫定措置）

第四十一条　新法の規定による障害補償年金、遺族補償年金及び長期傷病補償給付については、当分の間、昭和三十五年改正法附則第十六条第一項の規定の例により、その額を改定するものとする。

2　前項の規定は、附則第十五条第二項の労働省令で定めるところにより前項の保険給付の額から減ずべき額について準用する。

（遺族に対する一時金の支給に関する暫定措置）

第四十二条　第三条の規定の施行の日から五年以内に労働者が業務上死亡した場合における当該死亡に関しては、政府は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族の請求に基づき、給付基礎日額の四百日分に相当する金額を一時金として支給する。

2　前項の請求は、遺族補償年金の請求と同時にしなければならない。

3　第一項の一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4　第一項の一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5　第一項の一時金は、新法第三章、第二十七条、第三十条の二及び第五章の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

6　第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）、児童扶養手当法第四条第二項第三号ただ

し書並びに重度精神薄弱児扶養手当法第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定を適用しない。

（遺族補償年金に関する特例）

第四十三条　附則第四十五条の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族の範囲が改定されるまでの間、労働者の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次項において同じ。）、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（新法第十六条の二第一項第四項に規定する者であつて、同法第十六条の四第一項第六号に該当しないものを除く。）は、同法第十六条の二第一項の規定にかかわらず、同法の規定による遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、同法第十六条の四第二項中「各号の一」とあるのは「各号の一（第六号を除く。）」と、同法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族一人」とあるのは「遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）附則第四十三条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）一人」とする。

2　前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、新法第十六条の二第一項に規定する遺族のうちにあつて次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

3　第一項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が六十歳に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条の規定の適用を妨げるものではない。

（政令への委任）

第四十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（業務災害に対する年金による補償に関する検討）

第四十五条　労働者の業務災害に対する年金による補償に関しては、労働者災害補償保険制度と厚生年金保険その他の社会保険の制度との関係を考慮して引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、すみやかに、別に法律をもつて処理されるべきものとする。

（法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣臨時代理・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十一号（昭四〇・六・一一）

◎日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律（参法）

（日本貿易振興会法の一部改正）

第一条　日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「国債」の下に「その他通商産業大臣の指定する有価証券」を加える。

第三十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（アジア経済研究所法の一部改正）

第二条　アジア経済研究所法（昭和三十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「又は信託会社」を「、信託会社」に、「金銭信託にするほか」を「金銭信託又は国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有の方法によるほか」に改める。

第三十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第三十条の規定による指定をしようとするとき。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百三十二号（昭四〇・六・一一）

◎中国横断自動車道建設法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、山陽地方と山陰地方との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にし、かつ、国土開発縦貫自動車道たる中国自動車道と相まつて、中国地方の総合的な開発をさらに強力に推進するため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に、これらの地域を通ずる自動車の高速交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（予定路線）

第二条　前条に規定する自動車道（以下「中国横断自動車道」という。）の予定路線は、別に法律で定める二路線とする。

2　政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起点を岡山市附近及び終点を境港市とし、主たる経過地を岡山県真庭郡落合町附近とする路線並びに起点を広島市及び終点を浜田市とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき中国横断自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会（以下「審議会」という。）の議を経て、決定しなければならない。

（基本計画）

第三条　内閣総理大臣は、中国横断自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

（基礎調査）

第四条　政府は、中国横断自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のため必要な基礎調査を行なわなければ

ならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　この法律において「中国横断自動車道」とは、中国横断自動車道建設法（昭和四十年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する中国横断自動車道をいう。

第三条第一項中「及び九州横断自動車道」を「、九州横断自動車道及び中国横断自動車道」に改める。

第四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　中国横断自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第五条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二項中「九州横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」の下に「、中国横断自動車道に係るものについては、中国横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を加え、同条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表の国土開発縦貫自動車道建設審議会の項中「及び九州横断自動車道建設法（昭和四十年法律第九十二号）」を「、九州横断自動車道建設法（昭和四十年法律第九十二号）及び中国横断自動車道建設法（昭和四十年法律第百三十二号）」に改める。

（内閣総理・運輸・建設大臣署名）

法律第百三十三号（昭四〇・六・一二）

◎国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法

1　政府は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産である国際会議場施設（その敷地を含む）で京都市左京区松ケ崎に存するものの管理を、当該施設の所在地をその区域とする地方公共団体その他その関係地方公共団体に委託することができる。この場合において、当該施設の管理上必要があるときは、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第二条に規定する物品で当該施設に備え付けるものを当該地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

2　前項の規定により管理の委託を受けた地方公共団体（以下「管理受託者」という）は、管理の委託を受けた施設（以下「受託施設」という）を使用し、又は収益することができる。

3　第一項の規定により管理の委託をした場合においては、受託施設の管理に関し通常必要とする費用は管理受託者の負担とし、受託施設の収益行為から生ずる収入は管理受託者の収入とする。

4　前三項に定めるもののほか、管理受託者がその委託を受けた事務を他の者に行なわせる場合における前二項の規定の適用その他第一項の委託について必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十四号（昭四〇・六・一五）

◎海外経済協力基金法の一部を改正する法律

海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は経済企画庁長官に意見を提出することができる。

第十三条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第十三条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第十四条第一項中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第二十九条の次に次の三条を加える。

（借入金及び海外経済協力基金債券）

第二十九条の二　基金は、その業務を行なうため必要な資金の財源に充てるため、特に必要があるときは、経済企画庁長官の認可を受けて、借入金をし、又は海外経済協力基金債券（以下「債券」という）を発行することができる。

2　前項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4　基金は、経済企画庁長官の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（借入金等の限度額）

第二十九条の三　前条第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第二十九条第一項に規定する積立金の額の合計額に相当する額をこえることとなつてはならな

い。

（交付金）

第二十九条の四　政府は、予算の範囲内において、基金に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・外務・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第百三十五号（昭四〇・六・二一）

◎農業機械化促進法等の一部を改正する法律

（農業機械化促進法の一部改正）

第一条　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条―第五条）」を「第一章　総則（第一条―第五条の二）」に、「第一章の二　高性能農業機械導入基本方針等（第五条の二―第五条の四）」に改める。

第一条中「促進するため」の下に「、高性能農業機械の計画的な導入に関する措置」を加える。

第二条第一項中「作業を含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　高性能農業機械導入基本方針等

（高性能農業機械導入基本方針）

第五条の二　農林大臣は、高性能農業機械（農作業の効率化に資する程度が著しく高く、かつ、その性能に即して能率的な稼働を行なうためには相当数の農業者の集団的利用に供することが必要となると認められる農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき、その種類ごとに、その導入に関する基本方針（以下「高性能農業機械導入基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2　高性能農業機械導入基本方針は、政令で定める一定期間における高性能農業機械の導入に関する目標、その導入を効果的に行なうために必要な条件その他その導入に関し必要な事項について定めるものとし、その期間における農業経営の動向に即するものでなければならない。

3　農林大臣は、高性能農業機械導入基本方針を定めようとするときは、農業機械化審議会の意見を聞かなければならない。

（都道府県の高性能農業機械導入計画）

第五条の三　都道府県知事は、高性能農業機械につき、その種類ごとに、高性能農業機械導入基本方針に即し、当該都道府県におけるその導入に関する計画（以下「高性能農業機械導入計画」という。）を定めることができる。

2　高性能農業機械導入計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　高性能農業機械の導入に関する目標

二　計画の期間

三　高性能農業機械の導入を効果的に行なうために必要な条件の整備に関する事項

四　高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

五　その他高性能農業機械の導入に関し必要な事項

3　高性能農業機械導入計画の内容は、当該都道府県における農業協同組合その他農業者の組織する団体が行なう農作業の共同化の事業の助長に資するものでなければならない。

4　都道府県知事は、高性能農業機械導入計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（高性能農業機械導入計画と国の援助等）

第五条の四　国は、高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行なうに当たつては、高性能農業機械導入計画の達成に資することとなるように努めるものとする。

第十五条第二項中「第十四条各号に掲げる事項につき意見を述べる外」を「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第三十条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第三十条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（農業機械化促進法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　農業機械化促進法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「同項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　政府は、前項の規定によるほか、第十九条第四項の規定にかかわらず、埼玉県大宮市日進町一丁目に所在する国有の土地又は建物その他土地の定着物を出資の目的として、研究所に出資することができる。

附則第四条を次のように改める。

（非課税）

第四条　前条第一項又は第二項の規定により政府から出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る移転に伴う登記又は当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、登録税又は不動産取得税を課することができない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十六号（昭四〇・六・二八）

◎総合エネルギー調査会設置法

（設置）

第一条 通商産業省に、附属機関として、総合エネルギー調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 調査会は、通商産業大臣の諮問に応じて、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議する。

2 調査会は、前項に規定する重要事項に関し、必要があると認めるときは、通商産業大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第六条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 第四条第三項の規定は、部会長に準用する。

（庶務）

第七条 調査会の庶務は、通商産業大臣官房において処理する。

（省令への委任）

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中通商審議会の項を削り、産業構造審議会の項の次に次のように加える。

総合エネルギー調査会	エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議すること。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百三十七号（昭四〇・六・二九）

◎理学療法士及び作業療法士法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 免許（第三条―第八条）
第三章 試験（第九条―第十四条）
第四章 業務（第十五条―第十七条）
第五章 審議会（第十八条―第二十条）
第六章 罰則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が、適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

3 この法律で「理学療法士」とは、厚生大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

第二章 免許

（免許）

第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 素行が著しく不良である者

四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

（理学療法士名簿及び作業療法士名簿）

第五条 厚生省に理学療法士名簿及び作業療法士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、理学療法士名簿又は作業療法士名簿に登録することによつて行なう。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、理学療法士免許証又は作業療法士免許証を交付する。

（免許の取消し等）

第七条 理学療法士又は作業療法士が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2　都道府県知事は、理学療法士又は作業療法士について前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

3　第一項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

4　厚生大臣は、第一項又は前項に規定する処分をしようとするときは、理学療法士作業療法士審議会の意見をきかなければならない。

5　厚生大臣は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（政令への委任）

第八条　この章に規定するもののほか、免許の申請、理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　試験

（試験の目的）

第九条　理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について行なう。

（試験の実施）

第十条　理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

（理学療法士国家試験の受験資格）

第十一条　理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

二　理学療法士その他政令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

三　外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

（作業療法士国家試験の受験資格）

第十二条　作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

二　理学療法士その他政令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

三　外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

（不正行為の禁止）

第十三条　理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることを許さないことができる。

（省令への委任）

第十四条　この章に規定するもののほか、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目、受験手続、受験手数料その他試験に関し必要な事項並びに第十一条第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章　業務

（業務）

第十五条　理学療法士又は作業療法士は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

2　理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定は、適用しない。

3　前二項の規定は、第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（秘密を守る義務）

第十六条　理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなつた後においても、同様とする。

（名称の使用制限）

第十七条　理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

2　作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

第五章　審議会

（審議会）

第十八条　厚生大臣の諮問に応じて、理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に、附属機関として理学療法士作業療法士審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、前項に規定する事項のほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、第十一条第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

（試験事務担当者の不正行為の禁止）

第十九条　審議会の委員その他理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

（政令への委任）

第二十条　この章に規定するもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十六条の規定に違反した者

二　第十九条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

2　前項第一号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第七条第一項の規定による理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止命令に違反した者

二　第十七条の規定に違反した者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。ただし、第五章の規定は公布の日から、第十条の規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

（免許の特例）

2　厚生大臣は、外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であつて、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を有すると認定したものに対しては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、理学療法士又は作業療法士の免許を与えることができる。

（受験資格の特例）

3　この法律施行の際現に理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は施設であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を修業中であり、この法律の施行後その学校又は施設を卒業した者は、第十一条又は第十二条の規定にかかわらず、それぞれ理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることができる。この法律の施行の際現に病院、診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を業として行なつている者であつて、次の各号に該当するに至つたものは、昭和四十六年三月三十一日までは、第十一条又は第十二条の規定にかかわらず、それぞれ理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることができる。

4　この法律の施行の際現に病院、診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を業として行なつている者であつて、次の各号に該当するに至つたものは、昭和四十六年三月三十一日までは、第十一条又は第十二条の規定にかかわらず、それぞれ理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることができる。

一　学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者又は政令で定める者

二　厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

三　病院、診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を五年以上業として行なつた者

5　前項に規定する者については、第十四条の規定に基づく理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する省令において、科目その他の事項に関し必要な特例を設けることができる。

6　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十一条第一号、第十二条第一号及び附則第四項第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

（登録税法の一部改正）

7　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条各号列記以外の部分中「甲種看護婦」を「看護婦」に改め、「厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人」の下に「、理学療法士、作業療法士」を加え、同条第一号中「保健婦、助産婦、甲種看護婦、

厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人　金千円」を「保健婦、助産婦、看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人　金千円　理学療法士、作業療法士　金千円」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

8　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三　理学療法士又は作業療法士の養成施設を指定し、並びに理学療法士又は作業療法士の試験、免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

第十条第三号中「歯科技工士、作業療法士」を「歯科技工士」に改める。

第二十二条第五項中「及び准看護婦並びに心身に障害のある者に対して医学的管理の下に行なわれる機能回復訓練又は職能訓練の業務に従事する者」を「、准看護婦、理学療法士及び作業療法士」に改める。

第二十九条第一項の表中

「保健婦助産婦看護婦審議会	厚生大臣の諮問に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験、准看護婦試験に関する重要事項を調査審議し、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどるほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条から第二十二条までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要事項を調査審議すること。
第二十九条第一項の表中	を
「保健婦助産婦看護婦審議会	厚生大臣の諮問に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験及び准看護婦試験に関する重要事項を調査審議し、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどるほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条から第二十二条までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要事項を調査審議すること。
理学療法士作業療法士審議会	厚生大臣の諮問に応じて、理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する重要事項を調査審議し、並びに理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験の実施に関する事務をつかさどるほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに同法第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関する重要事項を調査審議すること。

」に改める。

（大蔵・文部・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三十八号（昭四〇・六・二九）

◎首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律

（首都圏整備法の一部改正）

第一条　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第五項を次のように改める。

4　この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5　この法律で「都市開発区域」とは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

第十七条第二項第三号中「イ、ニ、ト及びチに掲げる事項及び同号リ」を「イ、ホ、チ及びリに掲げる事項並びに同号ヌ」に改め、同項第四号中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同条第三項第一号中「ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及

地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（首都圏市街地開発区域整備法の一部改正）

第二条 首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律

目次中「第二節　測量、調査及び土地の収用等（第八条―第十七条）」を「第二節の二　事業計画及び土地の取得等（第八条―第十七条の二）　第二節　測量、調査及び処分管理計画（第十八条・第十八条の二）」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第三十条」を「第三十条の三」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第一条中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内及び都市開発区域内」に、「市街地開発区域の」を「近郊整備地帯及び都市開発区域の」に、「市街地開発区域を工業都市又は住居都市」を「近郊整備地帯において計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全し、及び都市開発区域を工業都市、住居都市その他の都市」に改める。

第二項第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、「第四項」を「第五項」に、「市街地開発区域整備計画」を「それぞれ近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」に、「市街地開発区域」を「それぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2　この法律で「都市開発区域」とは、法第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

第三条に次の一項を加える。

9　この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第三条の見出し中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯等」に改め、同条第一項中「市街地開発区域」を「都市開発区域」に改め、同条第二項中「市街地開発区域を工業都市、住居都市その他の都市」に改める。

第二十一条第三項第一号中「近郊地帯及び市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　電気通信等の通信施設の整備に関する事項

第二十一条第三項第二号を次のように改める。

二　既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号ヘ及びトに掲げる事項

第二十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

第二十四条から第二十六条までを次のように改める。

（近郊整備地帯の指定）

第二十四条　委員会は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。

2　委員会は、近郊整備地帯を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　近郊整備地帯の指定は、委員会が委員会規則の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

第二十五条　委員会は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市としての発展させることを適当とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

（近郊整備地帯等の整備に関する法律）

第二十六条　前二条に定めるもののほか、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

域の整備発展の中核となるべき相当規模の区域であること。

イ　近郊整備地帯内において工業市街地として整備することが適当な区域

ロ　工業都市として発展させることが適当な都市開発区域

二　前号イの区域については近郊整備地帯整備計画が、同号ロの区域については当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画が整備されていること。

第四条第一項第四号中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

第七条第二項中「都県」都県の加入する一部事務組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項に規定する一部事務組合をいう。以下同じ。）」を「地方公共団体」に改める。

第二章第二節の節名中「収用等」を「取得等」に改める。

第十四条の次に次の三条を加える。

（事業の施行について周知させるための措置）

第十四条の二　第七条第二項の申出をしたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項

を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物（以下「土地建物等」という。）の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する工業団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

（土地建物等の先買い）

第十四条の三　前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2　前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3　第一項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

（土地の買取請求）

第十四条の四　都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地の所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつている場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2　前項の規定により買い取るべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4　前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第百三十三条の規定の例による。

第二章第二節中第十七条の次に次の一条を加える。

（生活再建のための措置）

第十七条の二　施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるように努めるものとする。

第十八条を削り、第二章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　事業計画及び処分管理計画

（事業計画）

第十八条　施行者は、建設省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を定めなければならない。

2　施行者は、事業計画を定めたときは、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。事業計画を変更したときも、同様とする。

3　施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

（処分管理計画）

第十八条の二　施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、首都圏整備委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

2　施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2　施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、処分管理計画を定めたときは、委員会規則で定めるところにより、これを首都圏整備委員会に届け出なければならない。

3　首都圏整備委員会は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。

4　前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体又は日本住宅公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5　前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第十九条を次のように改める。

（工事の完了の公告）

第十九条　施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（事業計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2　都県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めたときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

第二十条第一項中「都県等」を「地方公共団体等」に、「造成敷地等処分管理計画」を「処分管理計画」に改め、同条第二項中「都県等（日本住宅公団を除く。以下この項において同じ。）」を「地方公共団体」に、「造成工場敷地」を「造成敷地等」に、「都県等の」を「地方公共団体の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理）

第二十条の二　工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理す

べき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2　地方公共団体等は、第十九条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3　地方公共団体等は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4　公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があった場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第二十条の三　工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十九条第二項の公告の日の翌日において地方公共団体等に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2　工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第十九条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するものとする。

第二十一条、第二十三条及び第二十四条中「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

第二十五条第一項中「第十九条の公告があった日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に、「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

第二十六条第一項中「都県等は、造成工場敷地を譲渡したときは、当該造成工場敷地」を「地方公共団体等は、第十九条第二項の公告があったときは、当該造成工場敷地」に、「当該造成工場敷地を」を「当該造成工場敷地の存する区域を」に改め、同条第二項中「第十九条の公告があった日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に改め、同条第三項中「都県等」を「地方公共団体等」に、「第十九条の公告があった日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（書類の送付に代わる公告）

第二十七条の二　施行者又は地方公共団体等は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失なくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2　前項の公告があった場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第二十八条第一項中「施行者の行なう工事が工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容」を「施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画」に、「その工事の中止又は」を「事業計画の変更又は工事の中止若しくは」に改め、同条第二項中「都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長」を「地方公共団体若しくはその長」に改める。

第二十九条第一項中「建設大臣は、施行者に対して、」を「建設大臣は施行者に対して、都県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する」に改め、同条第二項中「首都圏整備委員会は、都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長又は日本住宅公団に対して」を「首都圏整備委員会は地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に対して、都県知事は施行者である若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行なう」に改める。

第三十条中「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額については、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第三十四条第一項中「工業都市として発展させる工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容」を「施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画」に、「その工事の中止又は」を「事業計画の変更又は工事の中止若しくは」に改め、同条第二項中「都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長」を「地方公共団体若しくはその長」に改める。

第三十五条第一項中「建設大臣は、施行者に対して、」を「建設大臣は施行者に対して、都県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する」に改め、同条第二項中「首都圏整備委員会は、都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長又は日本住宅公団に対して」を「首都圏整備委員会は地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に対して、都県知事は施行者である若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行なう」に改める。

第三十六条中「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

第二章第四節中第三十条の次に次の二条を加える。

（不動産登記法の特例）

第三十条の二　工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

（政令への委任）

第三十条の三　この章に特に定めるもののほか、この章の規定によりすべき公告の方法その他この章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三十一条から第三十三条までの規定中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第三十三条の二　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第五条の規定その他政令で定める法律の規定が適用される場合を除き、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用

して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一　第一条の規定

二　第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一条から第三条まで、第四条第一項第一号及び第二号並びに第三十一条から第三十五条までの改正規定（第三十三条の次に一条を加える改正規定を含む。）、第三条に二項を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。）

三　附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

（経過措置）

2　首都圏整備委員会は、前項ただし書の政令で定める日前においても、同項第一号及び第二号に掲げる規定による改正後の規定の施行の準備のため必要な限度において、近郊整備地帯及び都市開発区域の指定並びに首都圏整備計画の改定のため必要な手続その他の行為を改正後の規定の例によりすることができる。ただし、従前の市街地開発区域の区域により都市開発区域を指定し、かつ、当該都市開発区域に係る整備計画を当該市街地開発区域に係る整備計画とすることを適当とする市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に、「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画」に改める。

第三十五条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、同条第二項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に、「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第三十五条の二　この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務のうち、第三条第三項の規定によるもの及び工業団地造成事業に関するもの（都県が施行する工業団地造成事業に係るものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都県知事に関する規定（第三条第四項を除く。）は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十九条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十四条の三第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二　第十四条の三第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三　第十四条の三第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四　第二十五条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一　第一条の規定

二　第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一条から第三条まで、第四条第一項第一号及び第二号並びに第三十一条から第三十五条までの改正規定（第三十三条の次に一条を加える改正規定を含む。）、第三条に二項を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。）

三　附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

（経過措置）

2　首都圏整備委員会は、前項ただし書の政令で定める日前においても、同項第一号及び第二号に掲げる規定による改正後の規定の施行の準備のため必要な限度において、近郊整備地帯及び都市開発区域の指定並びに首都圏整備計画の改定のため必要な手続その他の行為を改正後の規定の例によりすることができる。ただし、従前の市街地開発区域の区域により都市開発区域を指定し、かつ、当該都市開発区域に係る整備計画を当該市街地開発区域に係る整備計画とすることを適当とする市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に、「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画」に改める。

3　この法律の施行の際現に施行されている工業団地造成事業については、この法律による改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条の二から第十四条の四までの規定は、適用せず、また、政令で、同法中事業計画及び処分管理計画に関する規定並びに工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合の公共施設の管理及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する規定を適用しない旨を定め、又はこれらの規定の特例を定めることができる。

4　附則第一項ただし書の政令で定める日までの間は、この法律による改正後の首都圏市街地開発区域整備法第十八条第三項中「公共施設」とあるのは「公共施設（道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）」と、前項及び附則第六項の規定による改正後の公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）中「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」とあるのは「首都圏市街地開発区域整備法」とする。

（都市計画法の一部改正）

5　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

都市計画区域内ニ於ケル工業市街地ヲ整備シ又ハ工業都市トシテ発展セシムルコトヲ適当トスル首都圏整備法第二条第四項ノ近郊整備地帯内又ハ同条第五項ノ都市開発区域内ノ土地ニ付テハ其ノ近郊整備地帯又ハ都市開発区域ノ整備発展ヲ図ルガ為首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律ノ定ムル所ニ依リ工業団地造成事業ヲ施行スルコトヲ得

（公有水面埋立法の一部改正）

6　公有水面埋立法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「土地区画整理法」の下に「、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」を加える。

第二十六条中「土地区画整理法第百五条」の下に「、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十条の三」を加える。

（地方自治法の一部改正）

7　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の四及び別表第二第二号(一の三)中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改める。

別表第三第一号(一の五)及び別表第四第二号(一の二)中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

8　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の十中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

9　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

（水資源開発促進法の一部改正）

10　水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　首都圏整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が首都圏整備委員会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百三十九号（昭四〇・六・三〇）

◎精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　施設（第四条―第十二条）

第三章　精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会（第十三条―第十七条）

第四章　精神衛生鑑定医（第十八条・第十九条）

第五章　医療及び保護（第二十条―第五十一条）

附則

第四条第一項中「、厚生大臣の承認を得て」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第五条第二項及び第三項を削る。

第七条を次のように改める。

（精神衛生センター）

第七条　都道府県は、精神衛生の向上を図るため、精神衛生センターを設置することができる。

2　精神衛生センターは、精神衛生に関する知識の普及を図り、精神衛生に関する調査研究を行ない、並びに精神衛生に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行なう施設とする。

第八条中「又は指定市」を削る。

第十一条の見出しを「（指定の取消し）」に改め、同条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に、「その指定の承認」を「その指定」に改める。

第十二条中「精神衛生相談所」を「精神衛生センター」に改める。

「第三章　精神衛生審議会」を「第三章　精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」に改める。

第十三条の見出しを「（中央精神衛生審議会）」に改め、同条中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改める。

第十四条の見出しを「（委員及び臨時委員）」に改め、同条第一項及び第二項中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改める。

第十五条及び第十六条中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改め、第十六条の次に次の四条を加える。

（地方精神衛生審議会）

第十六条の二　精神衛生に関する事項を調査審議させるため、都道府県に地方精神衛生審議会を置く。

2　地方精神衛生審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神衛生に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

3　前条の規定は、地方精神衛生審議会について準用する。

（委員及び臨時委員）

第十六条の三　地方精神衛生審議会の委員は、十人以内とする。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方精神衛生審議会に臨時委員を置くことができる。

3　委員及び臨時委員は、精神衛生に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、都道府県知事が任命する。

4　委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、三年とする。

（精神衛生診査協議会）

第十六条の四　都道府県知事の諮問に応じ、第三十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議させるため、都道府県に精神衛生診査協議会を置く。

（委員）

第十六条の五　精神衛生診査協議会の委員は、五人とする。

2　委員は、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、都道府県知事が任命する。

3　委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。

第十七条の見出しを「（厚生省令又は条例への委任）」に改め、同条中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に、「厚生省令」を「厚生省令又は条例」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会の運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第二十三条第二項第二号中「現在場所」の下に「、居住地」を加える。

第二十四条を次のように改める。

（警察官の通報）

第二十四条　警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第二十五条中「精神障害のある被疑者について」を「精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について」に改め、「又は精神障害のある被告人について」を削り、「確定したとき」の下に「、その他特に必要があると認めたとき」を加える。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（保護観察所の長の通報）

第二十五条の二　保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知つたときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（精神病院の管理者の届出）

第二十六条の二　精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、もよ

りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条第一項中「前四条の規定により申請又は通報」を「前六条の規定による申請、通報又は届出」に改める。

第二十七条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、前六条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診察をさせることができる。

第二十九条第一項中「、本人及び関係者の同意がなくても」及び「（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「長」を「管理者」に改め、「第一項」の下に「又は次条第一項」を加え、同条第四項中「精神病院法」の下に「（大正八年法律第二十五号）」を加える。

第二十九条の三中「第一項及び第二十九条の二第一項」を「第二十九条の二第一項」の七とする。

第二十九条の二第一項中「前条」を「第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項」に改め、同条第二項中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改め、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の次に次の四条を加える。

第二十九条の二　都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、前三条の規定による手続をとることができない場合において、精神衛生鑑定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第一項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。

2　都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3　第一項の規定による入院の期間は、四十八時間をこえることができない。

4　第二十七条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定により入院する者の収容について準用する。

第二十九条の三　第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置をとらない旨の通知を受けたとき、又は前条第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置をとる旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

（入院措置の解除）

第二十九条の四　都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を収容している

精神病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

第二十九条の五　措置入院者を収容している精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、必要があると認めるときは、措置入院者を収容している精神病院若しくは指定病院の管理者に対し、措置入院者の症状に関する報告を求め、又は精神衛生鑑定医をして措置入院者を診察させることができる。

3　措置入院者又はその保護義務者は、都道府県知事に対し、入院を継続しなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。

第三十条第一項及び第三十一条中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（一般患者に対する医療）

第三十二条　都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他政令で定める病院若しくは診療所又は薬局（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらないものを除く。）で病院又は診療所へ収容しないで行なわれる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の二分の一を負担することができる。

2　前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。

3　第一項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護義務者の申請によつて行なうものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経て、都道府県知事に対してしなければならない。

4　都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、精神衛生診査協議会の意見を聞かなければならない。

5　第三項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

6　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の規定によつて医療を受けることができる者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十二条の次に次の三条を加える。

（費用の請求、審査及び支払）

第三十二条の二　前条第一項の病院若しくは診療所又は薬局は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2　都道府県は、前項の費用を当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。

3　都道府県は、第一項の請求についての審査及び前項の費用の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金その他政令で定める者に委託することができる。

（費用の支弁及び負担）

第三十二条の三　国は、都道府県が第三十二条第一項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十二条の四　第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者である場合においては、保険者又は共済組合は、これらの法律の規定によつてすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一をこえる部分については、給付をすることを要しない。

2　第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による医療扶助を受けることができる者であるときは、その医療に要する費用は、都道府県が同項の規定によりその二分の一を負担し、その残部につき同法の適用があるものとする。

第三十三条及び第三十四条中「長」を「管理者」に改める。

第三十六条第一項中「長」を「管理者」に改め、同項第五号中「又は仮入院」を削る。

第三十七条第一項中「前条の届出があつた場合において調査の上」及び「又は仮入院を」を削り、「長」を「管理者」に改める。

第三十八条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削る。

第三十九条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削り、「求めることができる」を「求めなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2　警察官は、前項の探索を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該精神病院の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該精神病院の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

第四十条の見出しを「（仮退院）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の病院長」を「第二十条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者」に、「入院中の精神障害者」を「措置入院者」に改め、同項を同条とする。

第四十一条中「前条の規定により退院又は仮退院する者」を「第二十九条の三若しくは第二十九条の四の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者」に、「精神病院の長」を「精神病院又は指定病院の管理者」に改める。

第四十三条を削る。

第四十二条中「都道府県知事は」を「保健所長は」に改め、「第二十七条」の下に「又は第二十九条の二第一項」を、「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加え、「及び第四十条の規定による退院者」を「第二十九条の三又は第二十九条の四の規定により退院した者」に改め、「続いているもの」の下に「その他精神障害者であつて必要があると認めるもの」を加え、「当該吏員」を「前条第一項の職員」に改め、「又は都道府県知事」の下に「若しくは保健所を設置する市の長」を、「医師をして」の下に「、精神衛生に関する相談に応じさせ、及び」を加え、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

（精神衛生に関する業務に従事する職員）

第四十二条　都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、精神衛生に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行なうための職員を置くことができる。

2　前項の職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神衛生に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は保健所を設置する市の長が任命する。

第四十四条から第四十七条まで　削除

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十八条第一項中「第四十三条の規定による保護拘束を行う場合の外は」を「精神障害者は」に、「精神障害者を収容してはならない」を「収容してはならない」に改め、同条第二項を削る。

第五十条の見出しを「（刑事事件に関する手続等との関係）」に改め、同条第一項中「刑又は」を「精神障害者又はその疑いのある者」を「これらの者」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第二十五条、第二十六条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十条の二　精神衛生鑑定医、精神病院の管理者、精神衛生診査協議会の委員、第四十三条の規定により都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同じである。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十条の次に一条を加える改正規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第三十二条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定は昭和四十年十月一日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十六号を次のように改める。

二十六　削除

第五条第二十七号を削り、同条第二十七号の二中「精神衛生法」の下に「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を加え、同号を同条第二十七号とする。

第二十九条第一項の表の上欄中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改める。

（保険所法の一部改正）

3　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　精神衛生に関する事項

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

4　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の三」を「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の七若

しくは第三十二条の二第三項」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・運輸・郵政・労働・自治大臣署名）

第四十七回国会法律審議経過

○成立

法律名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	公布 月日	公布 番号
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律	閣	二、二八	二、二八特委	二、七可決	二、七可決	二、七	二、七特委	二、四可決	二、一五可決	二、一七	一七三
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	閣	二、二七	二、二七内閣	二、七可決	二、七可決	二、七	二、七内閣	二、六可決	二、一七可決	二、一七	一七四
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律	閣	二、二七	二、二七内閣	二、七可決	二、七可決	二、七	二、七内閣	二、六可決	二、一七可決	二、一七	一七五
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	閣	二、四	二、四法務	二、二可決	二、一四可決	二、一四	二、一四法務	二、一四可決	二、一七可決	二、一七	一七六
検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律	閣	二、四	二、四法務	二、二可決	二、一四可決	二、一四	二、一四法務	二、一四可決	二、一七可決	二、一七	一七七
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、一六	省略								
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	閣	二、四	二、四内閣	二、七可決	二、七可決	二、七	二、七内閣	二、一六修正	二、一七修正	二、一七	一七九
右に対する回付案					二、一七同意						
昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律	閣	二、一	二、一地方	二、七可決	二、七可決	二、七	二、七地方	二、一五可決	二、一七可決	二、一七	一八〇
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	閣	二、三	二、三大蔵	二、三可決	二、一四可決	二、一四	二、一四大蔵	二、一五可決	二、一七可決	二、一七	一八一
法務省設置法の一部を改正する法律	閣	二、三	二、三大蔵	二、三可決	二、一四可決	二、一四	二、一四大蔵	二、一五可決	二、一七可決	二、一七	一八二
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	閣	二、一五	二、一五内閣	二、一七可決	二、一七可決	二、一七	六、四内閣	二、一〇可決	二、一五可決	二、一七	一八三
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律	閣	二、二八	二、二八大蔵	二、一六可決	二、一六可決	二、一六	二、一六大蔵	二、一七可決	二、一八可決	二、一八	一八四
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律	閣	二、一七	二、七内閣	二、一八可決	二、一八可決	第四六回国会	六、二五内閣	二、一八農林	二、一六修正	二、二六	一八五

○不成立

閉会中も審査することに決定したもの

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 付託委員会	衆議院 結果 委員会	衆議院 結果 本会議	参議院 受付月日	参議院 付託委員会	参議院 結果 委員会	参議院 結果 本会議	備考
国民金融公庫法の一部を改正する法律案	閣	第四六回国会 二、九	商工	（継続）						
食料品総合小売市場管理会法案	閣	第四六回国会 二、九	地方	（継続）						
税理士法の一部を改正する法律案	閣	第四六回国会 二、九	商工	（継続）						
鉱業法の一部を改正する法律案	閣	第四六回国会 二、九	通信	（継続）						
地方行政連絡会議法案	閣	第四六回国会 二、九	大蔵	（継続）						
消費者基本法案	衆	第四六回国会 二、九	通信	（継続）						
郵便局舎等整備促進法案	衆	第四六回国会 二、九	商工	（継続）						
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	地方	（継続）						
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	大蔵	（継続）						
公衆電気通信法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	通信	（継続）						
学校警備員の設置に関する法律案	衆	第四六回国会 二、九	商工	（継続）						
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案	衆	第四六回国会 二、九	文教	（継続）						
中小企業組織法案	閣	第四六回国会 二、九	商工	（継続）						
酒税法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	大蔵	（継続）						
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	大蔵	（継続）						
入場税法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	大蔵	（継続）						
学校給食法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	文教	（継続）						
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案	衆	第四六回国会 二、九	農林	（継続）						
地方財政法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	地方	（継続）						
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案	衆	第四六回国会 二、九	農林	（継続）						
学校給食法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	文教	（継続）						
道路運送法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	大蔵	（継続）						
自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会 二、九	通信	（継続）						
公害対策基本法案	衆	第四六回国会 二、九	商工	（継続）						
都市高速鉄道建設助成特別措置法案	衆	第四六回国会 二、九	地方	（継続）						
鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案	参					第四六回国会 五、二	大蔵	（継続）		
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案	参					第四六回国会 五、三	農林	（継続）		
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案	参					第四六回国会 六、一九	大蔵	（継続）		
売春防止法の一部を改正する法律案	参									

審議未了となつたもの

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 付託委員会	衆議院 結果 委員会	衆議院 結果 本会議	参議院 受付月日	参議院 付託委員会	参議院 結果 委員会	参議院 結果 本会議	備考
建設省設置法の一部を改正する法律案	閣	第四六回国会 三、一七	内閣	（未了）						
商法の一部を改正する法律案	閣	第四六回国会 三、一七	内閣	（未了）		第四六回国会 六、一六	内閣	三、一七可決	三、一七可決	
		第四六回国会 二、一六	運輸	（継続）		第四六回国会 三、一	法務	（未了）		
		第四六回国会 二、一七	社会	（継続）		第四六回国会 三、一	社会	（継続）		
		第四六回国会 二、二三	社会	（継続）		第四六回国会 三、五	法務	（継続）		
		第四六回国会 三、四	農林	（継続）		第四六回国会 四、一五	社会	（継続）		
		第四六回国会 二、九	運輸	（継続）		第四六回国会 六、一九	法務	（継続）		
		第四六回国会 二、九	文教	（継続）						
		第四六回国会 二、九	農林	（継続）						
		第四六回国会 二、九	地方	（継続）						
		第四六回国会 二、九	農林	（継続）						
		第四六回国会 二、九	文教	（継続）						
		第四六回国会 二、九	大蔵	（継続）						
		第四六回国会 二、九	大蔵	（継続）						

法律案名	提出	衆議院				参議院				備考
		受付月日	委員会付託	委員会結果	本会議結果	受付月日	委員会付託	委員会結果	本会議結果	
日本国有鉄道整備緊急措置法案	衆	第四六回国会 二、七	二、九運輸（未了）							
踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案	衆	第四六回国会 二、七	二、九運輸（未了）							
中小企業者の産業分野の確保に関する法律案	衆	二、七	二、二六商工（未了）							
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案	衆	二、七	二、二六商工（未了）							
百貨店法の一部を改正する法律案	衆	二、七	二、二六商工（未了）							
スーパーマーケット法案	衆	二、七	二、二六商工（未了）							
中小企業者に対する資金の確保等に関する特別措置法案	衆	二、七	二、二六商工（未了）							
否決されたもの										
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案	衆	三、四	三、四農林	三、八否決	三、八否決					

第四十八回国会法律審議経過

○成立

法律名	提出	衆議院				参議院				公布	
		受付月日	委員会付託	委員会結果	本会議結果	受付月日	委員会付託	委員会結果	本会議結果	月日	番号
昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律	閣	二、一〇	二、一〇大蔵	二、一〇可決	二、一三可決	二、二六	二、二六大蔵	二、九修正	二、一〇修正	二、一三	一
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律	閣	二、一三、一三	二、一三大蔵	二、一八可決	二、一九可決	二、一九	二、一九大蔵	三、三可決	三、七可決	三、一九	二
治山治水緊急措置法の一部を改正する法律	閣	二、一八	二、一九建設	三、一七可決	三、一八可決	三、八	三、八建設	三、三可決	三、四可決	三、二六	三
相続税法の一部を改正する法律	閣	二、二一	二、二八大蔵	三、一〇可決	三、一一可決	三、一一	三、一一大蔵	三、三可決	三、一四可決	三、二六	四
郵便貯金法の一部を改正する法律	閣	二、八	二、八逓信	三、一一可決	三、一三可決	三、一三	三、一二逓信	三、八可決	三、九可決	三、二六	五
市町村の合併の特例に関する法律	閣	三、一七	三、七地方	三、一五可決	三、一六可決	三、六	三、六地方	三、六修正	三、七修正	三、二九	六
鉄道敷設法の一部を改正する法律	閣	二、二六	二、二六運輸	三、二三可決	三、二五可決	一、三三	一、三三運輸	二、二五可決	二、二六可決	三、三〇	七
日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律	閣	三、一七	三、七大蔵	三、三〇可決	三、三〇可決	二、五	二、五大蔵	三、一六可決	三、七可決	三、三〇	八
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	閣	三、一七	三、七大蔵	三、三〇可決	三、三〇可決	二、五	二、五大蔵	三、一六可決	三、七可決	三、三〇	九
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	閣	三、一七	三、七大蔵	三、三〇可決	三、三〇可決	二、五	二、五大蔵	三、一六可決	三、七可決	三、三〇	一〇

法律名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	公布 月日	公布 番号
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	衆	三、一七	三、一七大蔵	三、三〇可決	三、三〇可決	二、一五	二、一五大蔵	三、一六可決	三、一七可決	三、三〇	二
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、三〇	省	略	三、三〇可決	三、三〇	三、三〇議運	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	一三
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、三〇	省	略	三、三〇可決	三、三一	三、三一議運	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	一四
科学技術庁設置法の一部を改正する法律	閣	一、二七	一、二七内閣	三、一八可決	三、一九可決	三、一九	三、一九内閣	三、二五文教	三、二五可決	三、三一	一五
国立学校設置法等の一部を改正する法律	閣	二、三	二、三文教	三、二四可決	三、二五可決	三、二五	三、二五文教	三、二五可決	三、二五可決	三、三一	一六
国立養護教諭養成所設置法	閣	二、六	二、六文教	三、二五可決	三、二五可決	三、二五	三、二五文教	三、二五可決	三、二五可決	三、三一	一七
通商産業省設置法の一部を改正する法律	閣	一、三	一、三内閣	三、二九可決	三、三〇可決	三、三〇	三、三〇議運	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	一八
北海道開発法の一部を改正する法律	閣	一、三	一、三内閣	三、二九可決	三、三〇可決	三、三〇	三、三〇議運	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	一九
国立学校特別会計法の一部を改正する法律	閣	二、三	二、三大蔵	三、二九可決	三、三〇可決	三、三〇	三、三〇議運	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	二〇
国際復興開発銀行等からの外資の受入れに関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律	閣	二、一〇	二、一〇大蔵	三、一九可決	三、二〇可決	三、二〇	三、二〇議運	三、二一可決	三、二一可決	三、三一	二一
航空機工業振興法の一部を改正する法律	閣	一、二七	一、二七商工	三、二可決	三、五可決	三、五	三、五商工	三、五可決	三、五可決	三、三一	二二
競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	衆	三、三	三、四農林	三、二四可決	三、二五可決	三、二五	三、二五農林	三、二五可決	三、二五可決	三、三一	二三
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律	閣	一、三〇	一、三〇運輸	三、五可決	三、五可決	三、五	三、五運輸	三、五可決	三、五可決	三、三一	二四
法務省設置法の一部を改正する法律	閣	一、三三	一、三三内閣	三、一九可決	三、一九可決	三、一九	三、一九内閣	三、二五文教	三、二五可決	三、三一	二五
文部省設置法の一部を改正する法律	閣	一、三〇	一、三〇内閣	三、二五可決	三、二五可決	三、二五	三、二五内閣	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	二六
労働省設置法の一部を改正する法律	閣	一、三〇	一、三〇内閣	三、三〇可決	三、三〇可決	三、三〇	三、三〇内閣	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	二七

法律名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	公布 月日	公布 番号
裁判所法の一部を改正する法律	閣	三、二四	三、二四法務	三、三〇可決	三、三一可決	三、三一	三、三一法務	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	二七
裁判所職員定員法の一部を改正する法律	閣	一、三	一、三法務	二、二三可決	二、二三可決	二、二三	二、二三法務	二、二三可決	二、二三可決	三、三一	二八
住宅金融公庫法の一部を改正する法律	閣	三、八	三、二建設	三、二四可決	三、二五可決	三、二五	三、二五建設	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	二九
関税定率法等の一部を改正する法律	閣	三、一五	二、一八大蔵	三、二五可決	三、二五可決	三、二五	三、二五大蔵	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三〇
物品税法の一部を改正する法律	閣	二、一一	二、一八大蔵	三、一〇可決	三、一一可決	三、一一	三、一一大蔵	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三一
租税特別措置法の一部を改正する法律	閣	二、一六	二、二六大蔵	三、二五可決	三、二六可決	三、二六	三、二六大蔵	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三二
所得税法	閣	二、三〇	二、二六大蔵	三、二五修正	三、二六修正	三、二六	三、二六大蔵	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三三
法人税法	閣	二、九	二、二六大蔵	三、二五修正	三、二六修正	三、二六	三、二六大蔵	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三四
地方税法の一部を改正する法律	閣	二、一九	二、二六地方	三、一八可決	三、一九可決	三、一九	三、一九地方	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三五
所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律	閣	三、四	三、四大蔵	三、二五可決	三、二六可決	三、二六	三、二六大蔵	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三六
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律	閣	二、二	二、二特委	三、二六可決	三、二可決	三、二	三、二特委	三、二可決	三、二可決	三、三一	三七
地方行政連絡会議法	閣	第四六回国会	一、二三地方	二、二三可決	二、二三可決	二、二三	二、二三地方	二、二三可決	二、二三可決	三、三一	三八
地方交付税法の一部を改正する法律	閣	二、一二	二、二三地方	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三、三一地方	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	三九
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	閣	三、一〇	三、一〇大蔵	三、三〇可決	三、三一可決	三、三一	三、三一大蔵	三、三一可決	三、三一可決	三、三一	四〇
物品管理法の一部を改正する法律	閣	二、二六	二、二六大蔵	三、五可決	三、五可決	三、五	三、五大蔵	三、五可決	三、五可決	三、三一	四一
会計法の一部を改正する法律	閣	二、二六	二、二六大蔵	三、五可決	三、五可決	三、五	三、五大蔵	三、五可決	三、五可決	三、三一	四二
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律	閣	二、一七	二、一七大蔵	三、一九可決	三、二〇可決	三、二〇	三、二〇大蔵	三、二一可決	三、二一可決	三、三一	四三
郵便振替貯金法の一部を改正する法律	閣	二、八	二、八通信	三、二一可決	三、二二可決	三、二二	三、二二通信	三、二三可決	三、二三可決	三、三一	四四
オリンピック記念青少年総合センター法	閣	二、一五	二、一六文教	三、二九可決	三、三〇可決	三、三〇	三、三〇文教	四、一修正	四、九修正	四、九	四五
右に対する回付案		四、九			四、九同意						

法律名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 付託委員会	衆議院 結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 付託委員会	参議院 結果	参議院 本会議結果	公布 月日	公布 番号
財政法の一部を改正する法律	閣	三、一三	三、一大蔵	三、三一修正	四、一修正	四、一	四、一大蔵	四、八可決	四、九可決	四、一三	四六
銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律	閣	二、二六	二、二六地方	四、九可決	四、一三可決	一、二三	一、三地方	二、二五可決	二、二六可決	四、一五	四七
電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律	閣	二、三三	二、三三特委	三、二四可決	三、二五可決	三、二五	三、二五特委	四、一三可決	四、一四可決	四、二〇	四八
公職選挙法の一部を改正する法律	衆	四、三	四、三特委	四、八可決	四、九可決	四、二	四、二特委	四、一三可決	四、一四可決	四、三〇	四九
自治省設置法の一部を改正する法律	閣	二、八	二、八内閣	四、二可決	四、六可決	四、六	四、六内閣	四、二三可決	四、二三可決	四、三〇	五〇
農林省設置法の一部を改正する法律	閣	一、三〇	一、三〇内閣	四、二修正	四、二修正	四、二	四、二内閣	四、二三可決	四、二三可決	五、一	五一
高圧ガス取締法の一部を改正する法律	閣	三、二	三、二商工	三、一七可決	三、一八可決	三、一八	三、一八商工	四、二三可決	四、二三可決	五、一	五二
中小企業信用保険法の一部を改正する法律	閣	二、三三	二、三三商工	四、二可決	四、二可決	四、二	四、二内閣	四、二三可決	四、二三可決	五、一	五三
外務省設置法の一部を改正する法律	閣	一、一七	一、一七内閣	四、八修正	四、八修正	四、八	四、八内閣	四、二三可決	四、二三可決	四、三〇	五〇
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律	閣	一、二七	一、二七内閣	四、七修正	四、八可決	四、二	四、二内閣	四、二三可決	四、二三可決	四、三〇	四九
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律	閣	二、一一	二、一一特委	四、八可決	四、九可決	四、六	四、六内閣	四、二三可決	四、二三可決	四、三〇	五〇
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律	閣	二、一一	二、一一商工	三、三〇可決	三、三一可決	四、九	四、九特委	四、八可決	四、九可決	五、一四	五五
中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律	閣	二、一二	二、一二商工	三、三〇可決	三、三一可決	四、九	四、九特委	四、九可決	四、九可決	五、一四	五五
中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律	閣	二、三三	二、三三商工	四、七可決	四、八可決	四、八	四、八外務	四、九可決	四、九可決	五、一五	五六
森林開発公団法の一部を改正する法律	閣	二、一〇	二、一〇農林	三、九可決	三、一二可決	三、一	三、一地方	四、八可決	四、八可決	五、一五	五六
日本国有鉄道法の一部を改正する法律	閣	三、一	三、一運輸	三、三〇可決	三、三五可決	三、二五	三、二五運輸	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	五七
訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律	閣	二、一三	二、一三法務	三、一六可決	三、一六可決	三、一六	三、一六法務	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	五七
運輸省設置法の一部を改正する法律	閣	二、一一	二、一一内閣	四、三修正	四、二五修正	四、一五	四、一五内閣	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	五七
山林振興法	衆	三、三一	省略	三、三可決	三、三一可決	三、三	三、三農林	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	五七
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	閣	四、九	四、九地方	五、七可決	五、七可決	三、一	三、一地方	四、八可決	四、九可決	五、一四	五八
漁港法の一部を改正する法律	閣	二、一〇	二、一〇農林	三、九可決	三、一二可決	三、一	三、二農林	四、二七修正	四、二八修正	五、一五	六六
右に対する回付案		四、二八		四、三〇同意							
著作権法の一部を改正する法律	閣	三、三一	三、三一文教	五、一二可決	五、一三可決	三、一三	三、二三文教	三、三五可決	三、三六可決	五、一八	六七
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律	閣	一、一三	一、一三特委	三、一六可決	三、一六可決	三、一六	三、一六法務	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	六八
国家公務員法の一部を改正する法律	閣	一、一三	一、一三特委	四、一五可決	四、一五可決	四、一五	四、一五内閣	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	六九
地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律	閣	一、一三	一、一三特委	四、一五可決	四、一五可決	四、一五	四、一五内閣	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	七〇
地方公務員法の一部を改正する法律	閣	一、一三	一、一三特委	四、一五可決	四、一五可決	四、一五	四、一五内閣	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	七一
大蔵省設置法の一部を改正する法律	閣	二、一	二、一内閣	四、三修正	四、二五修正	四、一五	四、一五内閣	四、二七可決	四、二八可決	五、一八	七二
新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律	閣	二、八	二、八地方	四、二七可決	四、二七可決	四、二七	四、二七内閣	四、三〇可決	四、三〇可決	五、一八	七三
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律	閣	二、三三	二、三三特委	四、三〇可決	五、七可決	五、七	五、七特委	四、三〇地方	五、三可決	五、二〇	七四
日本自動車ターミナル株式会社法	閣	二、一七	二、一七運輸	三、三〇可決	三、三可決	三、三	三、三運輸	五、二可決	五、三可決	五、二〇	七五
皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律	閣	一、一七	一、一七内閣	四、三修正	四、二七修正	四、二七	四、二七内閣	五、三可決	五、七可決	五、二〇	七六
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律	閣	二、三三	二、三三特委	四、一可決	四、二可決	四、二	四、二特委	四、三可決	五、三可決	五、二〇	七七
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律	閣	三、一〇	三、一九特委	四、三可決	四、三可決	四、三	四、三特委	五、二可決	五、三可決	五、二〇	七八
造船法の一部を改正する法律	閣	三、一七	三、一七運輸	五、七可決	五、一二可決	四、二三	二、二三運輸	三、一六可決	三、一七可決	五、二〇	七九

法律名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	公布 月日	公布 番号
港則法の一部を改正する法律	閣	四、二三	四、二三運輸	五、一二可決	五、一二可決	三、一	三、一運輸	四、二三可決	四、二三可決	五、二三	八〇
特許法等の一部を改正する法律	閣	三、一九	三、一九商工	五、一八可決	五、一八可決	二、三	二、三商工	三、一八可決	三、一九可決	五、二四	八一
恩給法等の一部を改正する法律	閣	二、一二	二、一二内閣	四、六可決	四、八可決	四、八	四、八内閣	五、一三可決	五、一七可決	五、二五	八二
昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律	閣	三、一七	三、一七大蔵	五、一三可決	五、一三可決	五、一三	五、一三内閣	五、一三可決	五、一七可決	五、二五	八三
石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律	閣	三、一九	三、一九商工	五、一八可決	五、一八可決	二、三	二、三商工	三、一八可決	三、一九可決	五、二五	八四
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律	参	五、一二	五、一二大蔵	五、一八可決	五、一八可決	五、七	五、七大蔵	五、一一可決	五、一三可決	五、二六	八五
行政監理委員会設置法	閣	四、二八	四、二八内閣	五、一八可決	五、一八可決	四、三	四、三内閣	四、二七可決	四、二八可決	五、二七	八六
八郎潟新農村建設事業団法	閣	二、二三	二、二三農林	三、二三可決	三、二五可決	三、二五	三、二五農林	五、一八可決	五、二四可決	五、二七	八七
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律	閣	一、二七	三、一二社会	四、一五修正	四、二二修正	四、二二	四、二二社会	五、一八可決	五、二四可決	五、二八	八八
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律	閣	三、一	三、一文教	四、二三可決	四、二七可決	四、二七	四、二七文教	五、一八可決	五、二四可決	五、二八	八九
証券取引法の一部を改正する法律	閣	二、二三	三、一二大蔵	四、二七可決	四、三〇可決	四、三〇	四、三〇大蔵	五、一八可決	五、二四可決	五、二八	九〇
医療金融公庫法の一部を改正する法律	閣	二、八	二、八社会	三、二四可決	三、二五可決	三、二五	三、二五社会	五、一八可決	五、二四可決	五、二八	九一
九州横断自動車道建設法	衆	五、一一	五、一一建設	五、一三修正	五、一三修正	五、一三	五、一三建設	五、一八可決	五、二四可決	五、二八	九二
国民年金法等の一部を改正する法律	閣	二、一二	三、一一社会	五、一三可決	五、一四可決	五、一四	五、一四社会	五、一八可決	五、二四可決	五、三一	九三
経済企画庁設置法の一部を改正する法律	閣	二、三	二、三内閣	四、二三修正	四、二七修正	四、二七	四、二七内閣	五、一八可決	五、二四可決	六、一	九四
公害防止事業団法	閣	二、二三	三、二六特委	四、二八可決	四、三〇可決	四、三〇	四、三〇特委	五、一三可決	五、一七可決	六、一	九五
道路交通法の一部を改正する法律	閣	四、二八	四、二八地方	五、一八可決	五、一八可決	二、二三	二、二三地方	四、二七可決	四、二八可決	六、一	九六
海上運送法の一部を改正する法律	閣	四、二八	四、二八運輸	五、一八可決	五、一八可決	三、一〇	三、一〇運輸	四、二七可決	四、二八可決	六、一	九七
戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律	閣	二、一三	二、一三社会	四、一修正	四、二修正	四、二	四、二社会	五、一二可決	五、一三可決	六、一	九八
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	閣	二、一三	二、一三社会	四、一可決	四、二可決	四、二	四、二社会	五、一二可決	五、一三可決	六、一	九九
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	閣	二、一三	二、一三社会	四、一修正	四、二修正	四、二	四、二社会	五、一二可決	五、一三可決	六、一	一〇〇
昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律	閣	二、一七	二、一七大蔵	五、一三可決	五、一三可決	五、一三	五、一三内閣	五、一三可決	五、一七可決	六、一	一〇一
小規模企業共済法	閣	二、一五	三、二商工	四、二三修正	四、二七修正	四、二七	四、二七商工	五、一二可決	五、一三可決	六、一	一〇二
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	閣	三、九	三、九地方	五、一二修正	五、一二修正	五、一二	五、一二地方	五、二五可決	六、一可決	六、一	一〇三
厚生年金保険法の一部を改正する法律	閣	三九、一二、二二	二、一二社会	五、七修正	五、七修正	五、七	五、七社会	六、一修正	六、一修正	六、一	一〇四
右に対する回付案		六、一			六、一同意						
船員保険法の一部を改正する法律	閣	三九、一二、二二	三九、一二、二二社会	五、七修正	五、七修正	五、七	五、七社会	六、一修正	六、一修正	六、一	一〇五
右に対する回付案		六、一			六、一同意						
厚生省設置法の一部を改正する法律	閣	二、一五	二、一五内閣	四、三〇修正	五、七修正	五、七	五、七内閣	六、一可決	六、一可決	六、二	一〇六
開拓融資保証法の一部を改正する法律	閣	二、一〇	二、一〇農林	三、三〇可決	三、三一可決	三、三一	三、三一農林	五、一八修正	五、二四修正	六、二	一〇七
右に対する回付案		五、二四			五、三一同意						
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律	閣	五、八	五、八農林	五、一八可決	五、一八可決	五、一八	五、一八農林	五、二五可決	六、一可決	六、二	一〇八
砂糖の価格安定等に関する法律	閣	四、一五	四、二三農林	五、一七修正	五、一七修正	五、一七	五、一七農林	六、一可決	六、一可決	六、二	一〇九
沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律	閣	四、一五	四、二三農林	五、一七可決	五、一七可決	五、一七	五、一七農林	六、一可決	六、一可決	六、二	一一〇
酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律	閣	二、二七	三、二三農林	四、二七修正	四、三〇修正	四、三〇	四、三〇農林	六、一可決	六、一可決	六、二	一一二
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	閣	三、三	四、六農林	五、一七修正	五、一七修正	五、一七	五、一七農林	六、一可決	六、一可決	六、二	一一三

法律名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 付託委員会	衆議院 結果 委員会	衆議院 結果 本会議	参議院 受付月日	参議院 付託委員会	参議院 結果 委員会	参議院 結果 本会議	公布 月日	公布 番号
農地開発機械公団法の一部を改正する法律	閣	二、三	三、二農林	四、一三可決	四、一三可決	四、一三	四、一三農林	五、五可決	六、一可決	六、二	一一三
電波法の一部を改正する法律	閣	三、一五	三、五通信	四、三可決	四、三可決	四、三	四、三通信	五、一可決	六、一可決	六、二	一一四
新東京国際空港公団法	閣	二、二七	三、五運輸	四、三〇可決	四、三〇可決	四、三〇	四、三〇運輸	六、一可決	六、一可決	六、二	一一五
憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律	閣	三九、二、二二	二、三内閣	四、三可決	四、二七可決	四、二七	四、二七内閣	六、一可決	六、一可決	六、三	一一六
総理府設置法の一部を改正する法律	閣	二、二七	二、七内閣	四、二八修正	四、三〇修正	四、三〇	四、三〇内閣	六、一可決	六、一可決	六、三	一一七
地方公共団体の議会の解散に関する特例法	衆	五、二八	五、六地方	五、二九修正	五、三一修正	五、三一	五、三一地方	六、一可決	六、一可決	六、三	一一八
清掃法の一部を改正する法律	閣	三、三	三、三社会	五、一九可決	五、三一可決	五、一五	三、一五社会	三、三〇可決	三、三〇可決	六、三	一一九
港湾労働法	閣	二、一八	二、二五社会	四、七可決	四、八可決	四、八	四、八社会	五、七可決	五、二可決	六、三	一二〇
農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律	閣	二、一六	三、四内閣	五、一三修正	五、一四修正	五、一四	五、一四大蔵	国会法第五六条の三第二項に基く動議により省略			
製造たばこ定価法	閣	四、九	四、九大蔵	五、一九可決	五、三一可決	三、三三	三、三三大蔵	四、八可決	四、八可決	六、三	一二三
日本育英会法の一部を改正する法律	閣	四、一三	四、一三文教	五、一八可決	五、一八可決	二、一七	二、一七文教	四、三修正	四、三修正	六、三	一二三
地方住宅供給公社法	閣	三、九	三、三〇建設	四、二六可決	四、三〇可決	四、三〇	四、三〇建設	六、一可決	六、一可決	六、三	一二四
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律	閣	三、二四	四、一商工	五、一八修正	五、一八修正	五、一八	五、一八商工	六、一可決	六、一可決	六、三	一二五
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律	衆	五、一八（委員会成案）	六、一社会	六、一可決	五、一八可決	五、一八	五、一八農林	五、二五可決	六、一可決	六、一〇	一二六
医療法の一部を改正する法律	参	六、一	六、一社会	六、一可決	六、一可決	五、二五（委員会成案）	省略				
優生保護法の一部を改正する法律	参	五、一三	五、一二社会	六、一可決	六、一可決	五、二					

法律名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 付託委員会	衆議院 結果 委員会	衆議院 結果 本会議	参議院 受付月日	参議院 付託委員会	参議院 結果 委員会	参議院 結果 本会議	公布 月日	公布 番号
寄生虫病予防法の一部を改正する法律	衆	五、一三	四、九社会	五、一七修正	五、一七修正	五、一七	五、一七社会	五、一七可決	六、一可決	六、一一	一二九
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律	閣	三、一八	五、一九建設	五、二三可決	五、二三可決	五、二三	五、二三建設	六、一可決	六、一可決	六、一二	一三〇
日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律	参	五、二四	五、二四商工	五、二六可決	五、二四可決	五、二四	五、二四可決	六、一可決	六、一可決	六、一一	一三一
中国横断自動車道建設法	閣	四、一〇	四、二〇大蔵	五、三可決	五、二可決	五、三	五、三大蔵	六、一可決	六、一可決	六、一三	一三三
国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法	閣	五、一七	五、一七商工	五、二六可決	五、一〇可決	三、一〇	三、一〇商工	五、一三可決	五、一七可決	六、一五	一三四
海外経済協力基金法の一部を改正する法律	閣	四、三	四、三農林	五、一九可決	五、三可決	三、一〇	四、三〇農林	四、三三可決	四、三三可決	六、一二	一三五
農業機械化促進法等の一部を改正する法律	閣	三、三	三、三商工	五、一七可決	五、一七可決	五、一七	五、一七商工	六、一可決	六、一可決	六、一三	一三六
総合エネルギー調査会設置法	閣	四、二八	四、二八社会	五、一九可決	五、一九可決	五、一九	五、一九社会	四、二七可決	四、二八可決	六、一八	一三七
理学療法士及び作業療法士法	閣	五、一七	五、一七建設	五、一九可決	五、一九可決	五、一七	五、一七建設	五、一三可決	五、一七可決	六、一九	一三八
首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律	閣	五、一七	五、一九建設	五、二三可決	五、三可決	五、三	五、三建設	六、一可決	六、一可決	六、二〇	一三九
精神衛生法の一部を改正する法律	閣	五、一七	五、一八社会	五、一八修正	五、一八修正	五、一八	五、一八社会	五、一八可決	六、一可決	六、二一	一四〇

○不成立

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 付託委員会	衆議院 結果 委員会	衆議院 結果 本会議	参議院 受付月日	参議院 付託委員会	参議院 結果 委員会	参議院 結果 本会議	備考
閉会中も審査することに決定したもの										
鉱業法の一部を改正する法律案	閣	第四六回国会 三九、三、三	三、三商工	（継続）						

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	備考
石油ガス税法案	閣	二、二	二、三大蔵	（継続）						
石油ガス譲与税法案	閣	二、一七	二、三地方	（継続）						
母子保健法案	閣	二、三	三、一八社会	（継続）						
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	閣	二、二四	二、二四内閣	（継続）						
消費者基本法案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一商工	（継続）						
郵便局舎等整備促進法案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一通信	（継続）						
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一大蔵	（継続）						
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一通信	（継続）						
公衆電気通信法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一通信	（継続）						
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一商工	（継続）						
中小企業組織法案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一商工	（継続）						
酒税法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一大蔵	（継続）						
入場税法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一大蔵	（継続）						
学校給食法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一文教	（継続）						
学校給食法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一文教	（継続）						
地方財政法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一地方	（継続）						

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	備考
公害対策基本法案	衆	第四七回国会	三九、一二、二一社会 一、二六特委に付託替	（継続）						
最低賃金法案	衆	三、五	三、八社会	（継続）						
駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案	衆	三、五	三、八社会	（継続）						
会社更生法の一部を改正する法律案	衆	三、一三	三、一五法務	（継続）						
中小企業者の事業分野の確保に関する法律案	衆	三、二三	三、二四商工	（継続）						
会社更生法の一部を改正する法律案	衆	四、一四	四、三法務	（継続）						
労働基準法の一部を改正する法律案	衆	四、一四	四、一五社会	（継続）						
公害対策基本法案	衆	四、二三	四、二六特委	（継続）						
家内労働法案	衆	四、二三	四、二六社会	（継続）						
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案	衆	四、二三	四、二六商工	（継続）						
電気工事業及び電気工事士法案	衆	四、二三	四、二六商工	（継続）						
砂糖消費税法を廃止する法律案	衆	五、一〇	五、一一大蔵	（継続）						

審議未了となつたもの

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	備考
国民金融公庫法の一部を改正する法律案	閣					第四六回国会	三九、五、一三大蔵	（未了）		
食料品総合小売市場管理会法案	閣	五、一三	五、一三農林	（未了）		第四六回国会	三九、五、一三農林	四、八修正議決報告書撤回 五、一二修正議決	五、一三修正	
税理士法の一部を改正する法律案	閣					第四六回国会	三九、六、一九大蔵	（未了）		

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	備考
建設省設置法の一部を改正する法律案	閣	一、二九	一、二九内閣	五、七修正	五、七修正	五、七	五、七内閣	（未了）		
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	閣	二、一〇	二、一〇商工	五、七修正	五、七修正	五、七	五、七商工	（未了）		
農地管理事業団法案	閣	二、一三	三、一六農林	四、二七可決	四、三〇可決	四、三〇	四、三〇農林	（未了）		
刑法の一部を改正する法律案	閣	二、一四	三、三一法務	五、七可決	五、一一可決	五、一一	五、一一法務	（未了）		
経済関係罰則の整備に関する法律を廃止する法律案	閣	三、二七	三、二七法務	（未了）						
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	閣					三、三一	四、二八文教	（未了）		
学校警備員の設置に関する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一文教	（未了）						
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一大蔵	（未了）						
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一農林	（未了）						
道路運送法の一部を改正する法律案	衆	第四六回国会	三九、一二、二一運輸	（未了）						
自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案	衆	第四七回国会	三九、一二、二一農林	（未了）						
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二、一〇	二、一三文教	（未了）						
公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	衆	二、一〇	二、一三文教	（未了）						
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	衆	二、一三	二、二三商工	（未了）						
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	三、八	三、九内閣	（未了）						
産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案	衆	三、一三	三、一三特委	（未了）						

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	備考
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、一七	三、一八文教	（未了）						
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案	衆	三、二三	三、二四文教	（未了）						
中小企業省設置法案	衆	三、二三	三、二四内閣	（未了）						
牛乳法案	衆	三、二五	四、六農林	（未了）						
踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案	衆	三、三〇	三、三一運輸	（未了）						
旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案	衆	四、九	四、一〇内閣	（未了）						
厚生年金保険法の一部を改正する法律案	衆	四、二一	四、二三社会	（未了）						
甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案	衆	四、二一	四、二三農林	（未了）						
沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	四、二一	四、二三農林	（未了）						
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案	衆	四、二一	四、二三農林	（未了）						
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	衆	四、二三	四、二六商工	（未了）						
公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	衆	五、八	五、一〇文教	（未了）						
牛乳管理特別会計法案	衆	五、一〇	五、一一大蔵	（未了）						
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五、一一	五、一三文教	（未了）						
東京都の議会の解散に関する特別法案	衆	五、二七	五、二八地方	（未了）						
地方自治法の一部を改正する法律案	衆	五、二七	五、二八地方	（未了）						
鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案	参					第四六回国会	三九、三、五法務	（未了）		
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案	参					第四六回国会	三九、三、一三社会	（未了）		
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案	参					第四六回国会	三九、四、一五社会	（未了）		

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 付委員会託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 付委員会託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	備考
売春防止法の一部を改正する法律案	参									
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案	参									
産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案	参									
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	参									
学校教育法等の一部を改正する法律案	参									
へき地教育振興法の一部を改正する法律案	参									
公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案	参									
教育職員免許法の一部を改正する法律案	参									
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案	参									
国立及び公立の産業高等学校の教職員に対する産業教育手当の支給に関する法律案	参									
日本育英会法等の一部を改正する法律案	参									
公共企業体等の労働者の労働基本権の確保及び回復のために公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案	参									
一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案	参									
住宅協同組合法案	参									
撤回されたもの										
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案	衆	第四六回国会 三九、三、三	二三、農林	四、三（撤回）						
国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案	衆	三、三	二、二四大蔵	五、三（撤回）		第四六回国会 三八、一三	一、一三社労働	（未了）		
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	衆	三、三	二、二四地方	六、一（撤回）		三八、一九法務	（未了）			
旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案	衆	三、一七	三、一八内閣	四、九（撤回）		一、一三	一、一七文教	（未了）		
都市高速鉄道建設助成特別措置法案	参					一、一七	一、一七文教	（未了）		
医療法の一部を改正する法律案	参					二、一三	二、一三文教	（未了）		
優生保護法の一部を改正する法律案	参					二、一三	二、一三文教	（未了）		
						二、一三	二、一四文教	（未了）		
						二、一三	二、一四文教	（未了）		
						二、一四	二、二四文教	（未了）		
						二、二五	二、二五文教	（未了）		
						三、二	三、二文教	（未了）		
						三、三	三、三文教	（未了）		
						三、三	三、三文教	（未了）		
						四、三	四、三社会	（未了）		
						四、三	四、三社会	（未了）		
						四、二七	四、二七建設	（未了）		

法律案名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 付委員会託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 付委員会託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	備考
国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案	衆	三、三	二、二四大蔵	五、三（撤回）						
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	衆	三、三	二、二四地方	六、一（撤回）						
旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案	衆	三、一七	三、一八内閣	四、九（撤回）						
都市高速鉄道建設助成特別措置法案	参					第四六回国会 三八、三、三〇	二、二六運輸	三、四（撤回）		
医療法の一部を改正する法律案	参					三、三〇	三、三〇社会	五、一七（撤回）		
優生保護法の一部を改正する法律案	参					三、三〇	三、三〇社会	五、一（撤回）		

（大蔵省印刷局製造）